

令和3年白老町議会定例会3月会議会議録（第4号）

令和3年3月12日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時48分

---

○議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

○会議に付した事件

一般質問

---

○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

10番 小西秀延君	11番 及川保君
12番 長谷川かおり君	

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	高尾利弘君
財 政 課 長	大黒克己君
企 画 課 長	工藤智寿君
経 済 振 興 課 長	富川英孝君

農林水産課長	三上裕志君
生活環境課長	本間力君
町民課長	岩本寿彦君
上下水道課長	本間弘樹君
建設課長	下河勇生君
健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君
高齢者介護課長	山本康正君
学校教育課長	鈴木徳子君
消 防 長	笠原勝司君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	菅原道幸君
アイヌ総合政策課長	笹山学君
経済振興課参事	臼杵誠君
建設課参事	榊田紀和君
危機管理室長	藤澤文一君

---

○職務のため出席した事務局職員

主 査	小野寺 修 男 君
書 記	村 上 さやか 君

---

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。  
通告順に従って発言を許可します。

---

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 日本共産党、8番、大淵紀夫議員、登壇を願います。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、日本共産党、大淵紀夫です。私は町長に2項目質問をいたします。

1項目めは、介護保険制度について伺います。国会で介護保険法が可決されたのは1997年、2000年4月から施行されましたが、当時の国民の8割が導入を支持し、介護地獄と呼ばれた家族介護負担を解消するという理念に多くの国民が期待をいたしました。ところが、介護保険は20年たち、社会保障費の削減が拡大し、矛盾が大きくなったのが現状です。

（1）、制度導入後20年経ったが、町として制度をどう検証しているか。

（2）、制度発足当初と現在の違いは。

（3）、現状での問題点とその対応は。

（4）、介護労働者の労働状況、人材問題の捉え方と今後の考え方は。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「介護保険制度」についてのご質問であります。

1点目の「制度導入後20年の検証」についてであります。制度施行より20年が経過し、介護は家族がするものから社会全体で支え合うといった意識が多くの町民の方に浸透してきているものと捉えております。しかしながら、家族介護が大きな役割を果たしているのが現実であり、介護離職や老老介護など社会問題化しております。また、介護給付費の増大に伴い、高齢者の負担も増加しており、介護サービス費の自己負担が所得に応じ1割から2、3割となる制度改

正が行なわれたほか、介護保険料も上昇しております。国ではこれらの課題に対応すべく、適宜制度の見直しを行ってきましたが、根本的な解決には至っていないものと考えております。

2点目の「制度発足当初と現在の違い」についてであります。介護保険発足当初の平成12年度の65歳以上人口は4,948人、高齢化率は22.17パーセントでありましたが、令和2年12月末の状況では高齢者人口7,468人、高齢化率45.67パーセントと高齢化が著しく進展しております。また、要支援・要介護認定者も平成12年度では619人であったのが令和2年度では1,485人と大きく増加しております。こうした状況に伴い、介護給付費も増大しており、平成12年度の7億9,800万円が令和元年実績では20億5,300万円となっております。

3点目の「現状での問題点とその対応」についてであります。現状における問題点は、介護給付費の増大による介護保険料の上昇と捉えております。介護保険制度当初の第1期の保険料は、標準月額で2,984円であったものが第8期では6,004円と大きく上昇しております。今後も被保険者数の減少が想定されることから、被保険者一人当たりの負担が増加するため、保険料の上昇は避けられない状況となっております。町としては、介護保険事業会計の財政運営を勘案しながら、介護保険事業基金を活用し、保険料の軽減を図ってまいります。

4点目の「介護労働者の労働状況、人材問題の捉え方と今後の考え方」についてであります。少子高齢化の進展により、介護サービス従事者の不足は深刻な状況にあると認識しております。第8期介護保険事業計画策定に向けて介護サービス事業所にヒアリングした際にも、人材不足が共通の懸案事項としてあげられております。国としても人材不足の解消に向け、平成24年度から介護職員処遇改善に取り組んでおり、「平成30年度の介護労働実態調査」によれば離職率の改善につながっているとの調査結果もでております。しかしながら、まだまだ人材不足の解消とはなっていないことから、町としても介護職員を希望する方のキャリアアップを支援し、定着を図るため、介護職員初任者研修の受講料への助成を引き続き行うほか、他市町村の先進的取組を調査し、人材確保の方策を検討してまいります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。町長の答弁にありましたが、60歳以上の人数は分かりました。要介護認定者数の20年間の変化、それからサービス事業者数の変化、施設利用者数の変化、ここの3つ。サービス事業者数と施設利用者数をお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） サービスの事業所ということによろしいでしょうか。事業所数は、現在は15事業所ございます。施設、それからケアプランをつくる居宅支援事業所ですか、そういった部分でいえば15ございます。介護保険が始まった12年当時はもっと少なかったと、ちょっと正確な数字はあれですけども、数的には少なかったと。それが平成18年に地域密着型、認知症のグループホームとかが制度によって創設されたりとかしておりますので、そういった部分ではサービス提供のサービス事業所数としては多くなってきているということになります。

それから、施設の利用者数になりますが、これは実際に平成12年当時はいわゆる介護保険の

施設は3施設と言われまして、特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、それから介護療養型の施設がございました。その入所者数としては、年度累計でいきますと1,785人という数字になってございますが、それが年々増えておりまして、それから平成30年度からは介護医療院という、介護の療養型を介護医療院に転換するという国の大きな施策があったものですから、今は介護4施設となっておりますが、そちらのほうでいきますとずっと年度を追うごとに増えておりまして、令和元年の数字になります、3,705人ということで、やはり大きく施設入所者の方の数は増えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この20年間の中で多くの制度改定がされてきましたけれども、ここにも書かれてはいるのですけれども、主な変化と国の方向性の変化が大きく変わったと私は理解しているのだけれども、その主立ったもの、どういう変化があったかということを押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 国の介護保険に対するいろいろな議論と社会保障の審議会等の議論をいろいろ見ていきますと、改定自体もかなり12年から改定のほうをずっとされておりまして、実際には令和2年度を含めると11回の改定、細かい改定も入れてですが、11回ほど報酬の改定等を行っています。それは制度を改正するというのもございますが、一番大きいのはやはり介護給付費の増大、社会保障費、医療も含めてにはなるかと思いますが、介護給付費が増大してきているというところから、なるべくそこを抑制したいという国の考え方があってそういった改定等が行われてきた。それから介護人材の不足というのがございます。これについては、労働別の賃金といいますか、それから見ても介護に従事されている方の賃金が高業種に比べて低いというところがあって、報酬等でその介護従事者の方への処遇改善を行っているというところの中で報酬改定が行われてきているというところが大きく国の流れとしてはあるのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。要介護と要支援の認定者数は619から1,485に増えたということなのですけれども、数字でもうちょっと聞きたいのですけれども、全国、全道、胆振管内は結構ですけれども、全国、全道の流れと、それと白老町の認定率の変化、これ全部やったら物すごく時間がかかるから、主立った何点かでもいいですから、変化の大きいところだけで結構ですから、全国的な認定率と全道的な認定率と白老町の認定率の違いがどんなふうに現れているか、簡単に結構ですからお示してください。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 被保険者の方の中の介護の認定率ということでお話しさせていただきます。

それで、まず平成12年度、制度が始まった当初です。白老町の介護の要支援、当時は要支援

というのは1、2と分かれておりませんで、要支援ということで認定率がございましたが、こちらが1.75%でした。それで、要介護のほうが10.89%ということで、全体としては12.64%ということになります。それで、全国と比較して、その当時の比較になりますが、要支援が1.43で要介護が9.97、全体として11.40ということになりますので、こちらのほうでいうとちょっと高いと。認定率はほかの全道とか他の市町村の比較が当時のものが今資料としてございませんので、全国の比較でいきますと少し高い認定率になってございました。それが現状、いろいろ変遷はしておりますが、どんどん、どんどん認定率というのは上がってきているというのは、これは全道、全国、それから他市町村も同じ状況になります。それで、現在直近の数字でいきますと、令和2年の12月末現在でいきますと要支援の認定率、こちらが6.88%、それから白老町でいきますと要介護の認定率が13.38%、全体としては認定率合計が20.26%ということになってございます。ということは、やはり白老町としては認定率はどんどん年々高くなってきているということになります。

それで、全道は比較としては18.68%、こちらは要支援が5.26で要介護が13.42ということで、今の状況でいうと白老町が高い状況は変わっていないというところです。それで、全道でいきますと、こちらは要支援が6.61%、それから要介護が13.70%ということで、全体で20.31%ということで、ほぼ全道平均。全国平均よりは高いけれども、全道的にはほぼほぼ一緒ということですから。それから近隣ということで苫小牧市と比較すると、苫小牧市は認定率が17.89%、やはり低い数字です。ほかのまちを見て登別市も17%台、それから厚真町が18%ということで、あまり20%を超えているところはなくて、豊浦町が20%を超えておりますので、近隣から見るとちょっと高い。全道も20%を超えていますけれども、この管内でいけば高いほうに当たるかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何でこんなことを聞くかということ、認定率が低いから悪いとか、高いからいいということではないのです。低くてもきちんと高齢者の健康管理がされていれば低いわけです。元気な高齢者が多いところは低い。実際には低いところがたくさんありますから。ですから、そういうことでいえば今後の問題としては、認定率が高いということは駄目だという意味ではなくて、高齢者が健康でないと言い方を変えればなるのではないかと思うのだけれども、そこら辺の見解はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 1号被保険者、65歳以上の方における認定率が高いということは、それだけ介護を必要とされる方が多いということは介護予防の必要性というのは当然出てくるかなと思います。65歳以上ということで今考えています。75歳を超えてくると認定率というのはどんどん高くなっていく傾向にありますので、一概にまちの状況で、より高齢化が進んでいて本町のように75歳以上の方が多いところと比較的65歳以上、いわゆる1号被保険者の中でも若い方が多いまちだとまた認定率が変わってきますので、一概にうちの場合認定率が高いので、介護を要する方が多い、その分健康的ではないという、そういった必要とさ

れる方が多いというわけではないとは思いますが、年齢構成とかにもよると思いますが、やはり介護予防の必要性というのは実際にこの認定率からいうとほぼ全道平均ですので、そこは今後の課題と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もう一つだけ、数字は細かくなくて結構ですから、答弁の中にもありましたけれども、保険料の変遷なのです。最初と最後の部分の国と町の数字は答弁がありましたから、それを除いた例えば中間ぐらいの部分と道との比較で考えたときに今回8期目で6,004円ですけれども、中間を含めて道と、それから近隣の状況と比べたら介護保険料はどういう状況ですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護保険料の基準額の推移でございますが、答弁にもございましたが、1期の保険料というのは標準月額で2,984円ということになりましたが、こちらについては実際に北海道平均が3,147円ということで、全道平均よりも低い数字ということでございました。全国では2,911円ということで、全国よりは高いということが第1期でございました。それで、第2期以降についても、第2期が3,200円ということで、こちら全道平均が3,424円ということで、全道平均よりも低い数字、それから全国が3,293円ということで、傾向としては全道、全国よりも低いということです。この当時は低かったということになりますそれが3期ぐらいからどんどん保険料が上がっていきまして、第3期の保険料は3,650円であります。こちらは、全道平均が3,703円ということですので、これもまだ低い状況です。それから、全国が4,090円ということで、この当てもまだ全道、全国よりも低い状況でした。それが第5期になりますが、こちらが4,778円になります。それが全道平均が4,358円ということで、ここで逆転をしております。全道平均よりも高い状況が続いて、全国は4,972円ですので、全国よりは低い状況でしたが、これが6期が5,450円ですが、白老町においてです。ただ、全道は5,000円を切つて4,896円ということで、やはり全道よりも高い状況が5期以降続いております。7期においても白老町の5,719円に対して全国が5,291円ということで、これも全道より低い。今回8期も6,004円ということですが、全道の平均はまだ出てございませんが、もしかすると全道平均よりは高い数字になる可能性があるかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。全体としての動きとして見れば、やっぱり白老町は認定率も高いし、保険料も高いという状況が見られると。こちら辺の分析がこれから必要になるでしょうし、原因も究明していかなくてはいけないと、こうなると思うのですけれども、こうばかりやっているわけにいきませんから、20年間の介護保険のあらましが大体今の状況で分かりました。国の方向も当初の考え方、現実的には理念と違って大きな変化が起きてきているという状況ですよね。当然その方針で、基本的には白老町の介護行政はそういう形の中で対応し、実行していくということになります。今回の質問ではあまり細かいことは聞きません。大

まかに介護保険制度が全国、全道、白老町としてどんな状況にあって、今後何をしなければいけないかというあたりのところを基本的に今回は聞きたいと思っていますから、そういう視点で聞きますので、大きな答弁でいいですから。

そういうことでいうと、3年間の移行期間後に総合支援事業が導入されて、実際に総合事業に移行しました。そのことによるまちの介護行政の変化、要するに要介護1、2を要支援に、国の方向としてはなるべくしなさいというような、すごく平たく言うとそういうことですから、そういう中で白老町の介護行政の変化、要介護から要支援に移行した、分かれば数だとか、指導形態だとか、被保険者の反応、そして必要な介護の確保状況なんかを大まかで結構ですから、町の動きとして答弁願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） ご質問があった総合事業のお話になります。こちらについては、平成29年に移行ということで、今まで介護予防の方がもともとは介護給付の中で見ていたところを移して、介護予防の訪問介護と、それから通所の分を介護予防の分を移してきたというのが総合事業。移行したという形になって、それが介護予防生活支援サービスになります。これは今までの要支援の方が結局市町村に移って、その市町村で基準だとか、そういったものを決められるということになります。それで、現実的にはこの部分に関していえば、給付費的にも変わっておりません。介護予防で今まで見ていた。介護予防の訪問介護で受けていた給付の部分、それから介護予防の通所介護で見ていた部分が総合事業に移ったからといって、利用者の方のサービスが減ったとかということはありません。当然要支援者の方は増えて、先ほど答弁させていただいていますけれども、認定者の方は増えていますので、要支援者も増えていますので、サービスの全体の給付は当然年数を見るとどんどん増えてはきておりますが、実際に総合事業になったからといってそこでの影響というのはないと町としては見ております。

逆に言うと、こちらの総合事業の中で訪問型サービスB、Dというものが新しくできまして、その中で訪問型サービスBというのは住民主体の生活支援ということで、実際には町内のNP〇の方たちがそういったサービス、具体的にはお困り事に対応していただいているというところもございますし、それから訪問型サービスDにおいては移動支援サービスというものがあって、車の移動困難な方に対しての対応もしていただいているということもございますので、全体としては介護予防の部分については変わっておりませんし、逆にサービスが柔軟なサービスの対応をすることができているというのが今の現状になります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、介護費用の変化、認定率が増えて対象者が増えればもちろん増えるわけだから、そういうことを除いた場合に、影響が大きく出ているとか、町民の皆さん、この対象者の人たちがいる意味不利益をこうむっているとか、そういうことはないという認識でいいですね。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話があったとおり、直接的に被保険者の方が影響を受け

ているということはないと捉えおります。もともとの総合事業に移ったときの国の考え方としては、やはり給付費が増大して、それを抑制するために総合事業に先ほど言いました訪問介護と通所介護の分を移したということで、そこで移したことによって、上限額というか、キャップをはめられるというのがあります。それで、ずっと青天井でいくことにならないように抑制するための制度だと認識しておりますが、特別今うちのまちでその影響を受けて利用者の方がお困りになっているとか、サービスの抑制がされているとかということとはございませんし、そういうサービスを利用されている方の反応としても特別大きく変わったということはないと捉えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。それはとってもいいことだと思いますし、現実的に北海道の小さな町村ではAとかBとかはやっていないで、今までどおりやっているというところが結構あるのですよ、現実的には。だから町民の皆さんはほとんどそういう影響を受けないという状況がかなりの町村で散見されるのです。ですから、問題は国の言っている要介護1、2を要支援にして総合事業で町村に丸投げするというような、そういうことで、それを町村がどう取捨選択し、そしてその中で町民に影響を与えないような介護システムつくるかということが今の段階ではとっても大切な部分だと思うので、基本的には私が今言ったような認識でいいということですね。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話があった要介護の1、2、いわゆる介護の介護度の低い方たち、1、2の方が総合事業に移るとするのは議論が今あって、それが今まだ実際にはそうはなっておりません。それから平成29年からなったというのは、要支援の方たちが総合事業に移行されてきたということになりますので、そういう議論が今あって、国の中では要介護1、2の方もというところではありますが、それはもしそういう制度になれば、国の制度がそうなれば、そういった被保険者の方に影響がないような形で本町としても事業の組立て、先ほど私があえてB、Dのお話をさせていただいたのは、本町はそういった部分では、先ほど大淵議員もおっしゃられたとおり、そういった担い手の方たちがNPOをつくっていただいているということで、利用者の方たちにとって、被保険者の方たちにとって利便性が図られているという部分があって、非常にそこは本町としても介護保険制度の隙間を埋めていただいているという部分で非常に大きな部分だと捉えていますので、そういった部分も含めつつ、今度もしそういう制度がさらにまた変わるようであれば、そこに対応できるような形にしたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。本当に私もそう思いますので、そのようにしていただきたいと思っております。

それで、介護報酬の改定がたしか今回で7度目ぐらいだと思うのだけれども、これが実際に

は、もちろんできたときはずっと上がって、そして下がっていくと。そのことによって、先ほども問題点の答弁の中にあったように、介護職に就く人が減っていくという状況が現実的にありますよね。ですから、例えば2012年の処遇改善交付金ですか、これももちろん上がったのですよ、たくさん。このときに3%ぐらいたしか上がったと思うのだけれども、そういうことが行われたのは一度だけで、あと全体としては下がっていると。そうなると、事業所の運営が非常にきつくなる。そのことが働いている人たちに影響が来ると、こういう仕組みになるのではないかと思うのだけれども、介護報酬の改定についてどう見えていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護報酬の改定でございますが、やはり根本には介護給付費全体の増大ということがあって、そこを抑制するということは国の考えとしてはあると認識しております。ただ、実際には介護給付費をずっと改定を横並びで見えていきますと、下がっている部分もございますし、全体としては上がっているというところがございます。ただ、大淵議員おっしゃるとおり、これは上がっていても例えば介護の従事者の方に対する処遇の部分での改定率のアップ、それから国としては加算というところを、何か施設においても人員配置で有資格者を例えばそこに配置するだとか、そういった国の基準以上のことをやって加算を取るといようなことを進めてきている部分がございます。ですから、ちょっと言い方としては適切ではないのかもしれませんが、やるところの事業所とそうではないところの差をつけていくと。ですから、報酬自体としては全体としては上がっているけれども、その加算の部分を手厚くしていったというところは国の考え方としてあるかと思っておりますので、そういう事業所としてはなかなか厳しい状況、例えば人材の処遇改善に回さなければいけない、それから加算ということでそういう体制も整えなければいけないということで、やはり介護保険の事業所、普通に経営されているところにおいてはそういっただんだん報酬が減ってきているという感はないかなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 今言われたとおりでと思うのです。現実的には事業所が改善されていっているかといったら、私はされていっていないと思うのです。ですから、そういう中で今保険者機能交付金、これは今回の予算でも319万1,000円ですか、令和3年度でも。それから介護保険保険者努力支援交付金ですか、これも前年度からこの間の補正で皆増されて、今年が380万円ぐらいつくのだけれども。この2つの交付金の内容、それから果たす役割、具体的にその交付を受けるためには町民への影響がないのか。こういうことというのは、言葉で言うと交付金ですごくいいのだけれども、制度を町民のためにならないようにたくさんしたほうが交付金が配付されるというような面もないとは言えないと私は思うのです。ですから、こういうことは、国民健康保険もそうなのだけれども、早い話が要するにペナルティーの親方みたいやり方なのです。ですから、この内容がどうなっているのかということで、簡単に結構ですから、述べてみてください。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齡者介護課長（山本康正君） 今お話があった保険者機能の強化推進交付金と、それから介護保険保険者努力支援交付金と、この2本の交付金がございます。こちらについては、国民健康保険の保険者努力支援制度と基本的には仕組みとしては同じような仕組みになってございます。市町村とか都道府県が様々な取組を実際行っているものをその達成状況を評価し、客観的な指標を設定した中で点数化すると。それを点数化して、やっているところに対しては財政的なインセンティブを与えるという国の考え方で、実際にはまず保険者機能強化の推進交付金については、P D C Aの実施状況ですとか、あと人材確保、それから介護給付費の適正化などをやっているかどうかというところを、いわゆる保険者機能の強化をしている取組についてそういった指標で評価をして、全体としては200億円を全国に配分していくと。それから、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、同じく200億円を、こちらは介護予防とか健康づくりの取組に対して市町村もしくは都道府県でどういった取組をしているかというところを評価して点数化して配分するというところになってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。要するにそれは表面的に言ったらそうなるから、いい制度だなと、こうなるわけなのだけれども、国が狙っているのは、もちろん予防だとか、そういうことはやらなければ駄目です。それは指示するし。そのことによって町側が努力をして、それに対する交付金を渡すということは私は何もおかしなことではないと思う。ただ、問題は、そのことによって介護保険が受けづらくなる。また、対象者が狭められる。それから、介護度が上がらない。上がればいいという意味ではなくて、実態に合った形です。そういうことに職員の皆さんは多分ならないと思うのだけれども、そういう作用が起こるといことがこの交付金においては非常に危険性があるなど感じているのだけれども、そういうことで町民に影響があるような形には白老町の場合はなっていないという理解でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齡者介護課長。

○高齡者介護課長（山本康正君） お話しした2つの交付金の考え方の中には、介護予防、今町民課のほうで後期高齡の関係と、あと健康福祉課と私も高齡者介護課のほうでやっております介護予防と保健事業の一体化の実施の部分も、実際にそこも評価の対象になってございますし、あと実際の結果がどうなったか、認定率が下がっているとかというところも評価の、そういう取組においてというところはあるかと思えます。ただ、それは強制的に認定というのが下がるわけでは、恣意的に認定率というのは下がるものではございません。しっかりとした介護認定審査会ですとか、認定調査、主治医意見書というものを複合した中で認定のほうを出していきます。それが介護予防をやった結果、介護度の下がるような結果につながれば、それは利用者の方にとっても好ましいことだと捉えておりますので、そういった部分ではこの制度自体が直接的に白老町の被保険者の方に対して影響を与えるものではないと現状では捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何でこんなことを聞くかといったら、実際に国の方針どおりにやっていくことは正しいことだと公務員の皆さん方は思うわけです。ですから、それが例えば本当に町民のためにならないことでも国がやれと言ったらやらなくてはいけない場合もあります。それは事実あるわけです。だけれども、介護の問題というのは市町村の職員が一番状況を知っていてやっているわけですよ、認定を含めて。ですから、そこで一つの、今は白老町はそんなことは全然ないと私は思っています。もちろん思っています。ただ、そういう危険性がある中身も実際にあるし、そういう市もないわけではないというのは、これは報道もされています。ですから、そういう点でいえば、課長が答弁されたように本当に白老町の介護を守り、高齢者を守っていくためには、職員がそういう立場に立って今いらっしゃる、そのことを続けて、これから制度が先ほど言ったように変わって、介護度1、2が要支援に下りてきたり、いろんなことが起こるとしたら、そこは町民を守るという姿勢に職員に立っていただかなくてはいけないから、私はこういう質問をしているのだけれども、そういう認識でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私どもは、日々高齢者介護課として、国の制度はどうあれ、お一人お一人の被保険者の方、高齢者の方に向き合って、日々起こるいろいろな課題を解決していくという姿勢自体は全く、国の制度は当然ございますし、国の制度を外れてというところは、それはできかねるところはございますけれども、ただそういった部分の制度の中で日々努力、町民の方に向き合って対応させていただいているという認識で、職員一同そういう考えの中で介護保険制度、それから包括もそうですし、そういった部分で仕事をしておりますので、この制度自体が、先ほどお話しさせていただきましたが、何か影響を与えて、その考え方に影響を与えるということはないと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。それを聞いて安心しました。もちろん見えて職員の方々が一生懸命町民のためにやっているということは事実でございますので、そこは十分分かっております。ただ、考え方としてそうなるのではなく、本当に町民のためにやるという今のような姿勢で今後もやっていただきたいと思えます。

それで、介護保険制度、実際介護の社会化という答弁もありましたが、20年たった今、介護現場で介護労働者や専門職の不足、これが答弁にもありますように本当に深刻を極めていると。一時は多くの若者が介護福祉士、それからヘルパーの資格を求めて物すごくたくさん受けましたよね。例えば介護福祉士なんて何十万人という人が受けて、若者がこれから希望する職場だと20年ぐらい前に言われて、物すごく普及したわけです。それが現在は、もちろんコムスの事件だとか、いろんなことがあったけれども、資格を取った人がほとんど介護の職に就かないという現状があります。何かもうそれが普通になっていると。人手不足は日常的になって社会問題化していると思うのだけれども、ここの原因は町は何だと思っていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問ですが、いろいろ原因としては複合的なものがあるかと捉えております。国のほうでは処遇改善ということで賃金等を引き上げるべく、そういった処遇改善の対応も取ってきましたし、ただそれが十分ではないという部分の中でそういった人材不足というところもあるかもしれません。それから当然職場環境という意味合いでなかなか厳しい状況といたしますか、そういった部分があるとも考えております。実際にこれは計画の中でヒアリングの中でお聞きした話ですけれども、若い方が資格を取って介護ヘルパー、訪問介護をやる方がいらっしゃるときに、例えば高齢者の方のお家に行って家事援助ということで料理を作るといふようなところの中で若い方が高齢者の方の口に合う食事を作るといふのはなかなか難しいというお話で、それでそういったところの就職先として身体介護とか、そういったところは福祉の気持ちで志をお持ちでやるが、家事援助という部分も当然ありますので、そういったところで二の足を踏むといふようなところがあると実際の現場の方の声もお聞きしていますので、そういったいろんな複合的な、先ほどお話ししましたけれども複合的な原因の中で人材不足が深刻化してきて恒常化していると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私は介護報酬のマイナス改定というか、結果として少しは上がっているのだけれども、上がる状況が少な過ぎる。要するに労働条件の大幅な切上げになっていないというこの部分、これが資格を取ってもどうにもならないと。現実的には職員は非正規やパートが多いと、これも事実なのです。だから、本当に専門的な専門職、それから介護労働としてのやりがいというか、そういうものが取り上げられてしまっているというような状況ではないのかなと思うのです。介護労働そのものが本当に命の再生産や生活援助、すなわち高齢や障がいにより困難が生じた人たちの生活の維持や生活の質の向上、本来そういう理念があって始まっているものだし、資格を取るときは必ずそういうことが、ADLやQOLをきちんと認識してもらってやるわけでしょう。

ところが、現実的には食事や排せつ、入浴などが援助の大きな柱、もちろん今言った家事援助もあるのかもしれないけれども、そういうものが細切りにされている。要するに一括して先ほど言ったように日常生活動作や生活の質を上げるというような仕事ではなくて、小間切れの仕事、一つ一つの仕事になっている。その結果どうなるかという、介護労働者が生活問題と主体的に向き合えないという状況が、初めと今はその差が物すごく大きいのではないのかなと私は思っているのです。多分課長の職場のケアマネジャーだとか、そういう方たちはきっとそう思っているのではないのかなと私は思うのです。ですから、このことを通じて本当に要介護者の人権保障、人間発達、本当に少しでも、例えば寝たきりであっても自立的な生活の保障を行うといふような、本来からいったら単なる身体介護ではなくて様々なコミュニケーションを通じて人格に働きかける仕事、その人の潜在能力を引き出し、開花させるのが本来若い人たちを含めた介護労働者の仕事だと。そこがすっかりもうなくなりつつあるのではないのかなと思うのです。ですから、現状は介護報酬が低いことによる低賃金、流れ作業方式による能率だけを追求する介護労働、そして常勤換算方式が取り入れられましたよね。これによって完

全に非正規とパートになったのです。専門職とは言っても、今介護福祉士の人だってパートだとか非正規雇用なのです。職員として仕事ができない。要するに介護労働に誇りを持ってないという状況になっているのです。このところを町だとかが働きかけて改善していかない限りここは解決しないのではないかと思うのだけれども、今のことについてどう思いますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 先ほどのお話、事業所の方から現場の声としてお話をお聞きした部分でもございましたし、もともとはそういったか介護の気持ちといいますか、福祉の志を持って就職され、そういった仕事に入られた方においても、現場の状況でいえば決められた時間で、例えば訪問介護にしても短時間の中でしっかりとやらなければいけない。やることをやらなければいけないというところで、なかなか厳しい状況というか、流れ作業的にというか、時間の中できっちりやっていたいているのは間違いないかと思いますが、報酬等の関係もありますし、自己負担で1割なり2割、3割ということで利用者の方からいただくものですから、仕事としてはしっかりとやらざるを得ないという、余裕のある状況にはないというところもあるかと思えます。

それで、なかなか労働状況も厳しいというところもありますし、あと制度自体がいろいろ変わってきていて、先ほど言いましたけれども、現場の介護に携わる方のモチベーションというのですか、それが下がっていくような体制に今なっているかどうかというのは私もそこはちょっと答えられない部分もございますが、国としては地域ケアシステムという全体的な動きの中で、住民の方も巻き込んだ中で全体、介護保険の公的な部分だけではなくて住民の方も含めた、ボランティアとか、そういったことも含めた中で住み慣れた地域で暮らしていけるような体制を取っていくとだんだん移行をずっとしてきておりますので、ですから公的な介護保険の部分の縮小というか、小さくなってきているという部分は否定できない部分かと思えますので、そういった部分の全体的な国の流れがあるのは現状かと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。現実を見ると、3Kと言われる職場に変わってしまった。誇りを持って仕事ができる状況ではないという、そういうことから若者から敬遠される職場になってしまうと。これ実態はそうなのです。だから今課長が言われたように、ボランティアを含めて幾ら頑張っても、基本的な部分がきちんとしていないと、まだそこはこれから高齢化率は上がるわけだから。私は耐えられなくなると思います。ですから、役場の職員の方も施設の管理職や職員、それからヘルパーも思い描いている理想、要するにケアや入居の状態を判断して本当にしなければならないケア、これは実感しているのですけれども、現実の介護報酬ではなかなか難しいというのが私は実態だと思うのです。それはなぜか、今のように時間が小間切れにされるから。例えば訪問介護でいえば、要介護者のところへ行って仕事をする時間が1時間で、通う時間が1時間とか、ばかみたいな形になっている部分だってあるわけです。だからそういうことを本当に考えないと、必死で今努力している、そういう中で現状保っているというのが私は現状だと思うのです。

ですから、例えば町の老健施設を見たら、会計年度任用職員になって、幸か不幸か改善されたわけです。ですから、それでは私はまだ不十分だ。そういう中今言っているのは何かといったら、外国人労働者を入れる、これはうまくいっていないけれども、実際は何十万も入れる。それから、ロボット、ICT、AI、今日の報道にもあったけれども、確かにそういうものは援助にはなるのです。ただ、それだけではできないのです。だからこういうことを本当に改善していかない限り、もちろん国や道や全体の流れの中での町村ですから、うちらでやれなんていうことは難しいですから、それはよく分かります。ただ、そういう視点をどこに置くか。本当にロボットが入って、それは援助にはなるけれども、主体にはなれないのです。そういうことを本当に考えたときに、今介護労働者にきちんと職に就いてもらうこと、これを考えなければ駄目だと思うのです。

だからまちの施設だけを見ても先ほど言ったような状況です。ですから、他の市町村と違う形での人材確保の方法、これは今各市町村がずっとやっていますよね。またこれも競争になるのです。ですから、本当に白老町の介護の職場に、民間の職場を含めてですよ、来てもらえるようにするにはどうすればいいか。これは個々の介護の事業者だけではなくて、町がきちんと考える。もう一つは、いろいろなことがあったとしても、私は外国人労働者の導入はせざるを得なくなっていくだろうと思うのです。ですから、長期的な就業形態も含めて思い切った対応策を取らないと駄目。小手先で、あそこまちがこうやってやったから、これだけやろうと、そういうことでは解決できないのではないかと思うのだけれども、そこら辺の見解。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） おっしゃるとおり、人材の確保においてはいろいろなまちで取組をしております。それで、それを議員おっしゃるように、例えばあそこのまちが支度金で介護の部分で支度金50万円出しているから、うちは60万円とかという、そういう話ではない根本的なお話かと思えます。そういった長期的な視野に立って、これからも2025年問題、それから団塊のジュニアの方が今度高齢者になるということで2040年問題とも言われておりますので、長期的に介護人材の不足というのは出てくる問題だと認識をしていますから、長期的な視野に立った中で、先ほどお話があったように若い方も含め、いかに介護の職に就いていただけるかという方策をしっかりと長期的な視野に立った中で考える部分、それから外国人の方たちを介護、実際に本州とかではやっていて、うまくいっている事例というのもございますし、そういった部分でいきますと、人口減の中でそういった介護の職に就いていただくというのは難しい問題というのはいろいろありますので、そういった部分をいかに就いていただけるかというところは、今言った外国人の労働者の方の部分も含めてしっかりと町として考えていかなければいけないと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。最後にします。介護給付と保険料が先ほどからの答弁の中で、全国的にも給付費が約3倍、保険料は2倍強です。白老町の8期の保険料も6,004円と、こういうことで報告されています。ですから、現実的には国民健康保険と同じような状況

になってきているのです。それは何かというと、2010年の厚生労働省の審議会の意見書に、1号保険料は5,000円が限界だと、これは国の厚生労働省の審議会で言っているのです。これは事実書かれていますから、私も持っていますけれども。実際には全国市長会でも国民健康保険の負担を現状の25%から当面30%、今利用者が50%で、25が国で12.5ずつが道でしょう。これは、介護保険ができる前は国が50の道と市町村が25ずつだったのだから、それが底上げになっているわけですから、これはまさに国庫負担30%にしないと運営できなくなると思います。厚生労働省が言っても倍以上になってしまっているわけですから、5,000円は無理だ。もう6,000円ですよ、うちのまちは。ですから、国民健康保険のときも言ったけれども、町長、やっぱり町村会でも同じように、国庫負担、全国の市長が言っているのだよ、30%にしなさいと。だけれども、町村会は言っていないのだ。だから町長が先頭に立って北海道をまとめて、もう3期目なのだから、まとめて、30%にしてくれと。そして、介護人材確保のためにどういう施策を打てばいいか、どういう政策を持てばいいか、町村は、道は、国は。そういう提案を全国規模でしているぐらいの、3期目ですから、そういう姿勢に立ってこの介護問題はやるべきだと思うのだけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 介護保険制度が20年たちまして、当時は私若者でよそのことのような感じでやっておりましたけれども、40歳を過ぎてからだんだん自分事のように一年一年考えるようになりました。今大淵議員おっしゃるとおり、市長会が今申請というか、提案しておりますので、町村会としては今動いていないという、表立って動いていないのは事実であります。私もこの立場になってから、北海道町村会の委員会の中でも大きなテーマで、先ほどの厚生労働省の5,000円を超えたら当初の制度が成り立たなくなっていくという考え方は協議をしているのは事実なのです。ただ、抜本的な解決方法がなかなか見つからないというのも事実であります。私も先ほどおっしゃったとおり3期目で、いろいろネットワークもありますので、この辺は今言われたからというわけではなく、介護保険は町民にとっての大きなまちづくりの課題だと私も思っておりますので、私のできる胆振町村会のほうからまた声を出して、どうつながるかは今断言できませんけれども、声を出していきたいなと考えております。

〔「副町長、人材確保で何か一言ぐらいないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今全体的な部分で町長が答えましたけれども、大淵議員から指摘があったように、やはり国の負担の部分の25%というのは当初の捉え方とは半分になっているようなところが、まず1つ大きな捉えとしてここはしっかりやってもらわなければ、本町もそうだけれども、ほかの市町村も含めて全国的に高齢化というのは進んでいくわけだから、その辺のところはただ単に、今市長会でやっているわけだけれども、本当に地方六団体がしっかりと体制を組んでやっていかなければならない問題ではないかなと思っています。

それから、介護人材の捉え方については、私も最近身内がそういう状況の中にいるところで、毎日のように夜に時間を見つけて行っているときに、ヘルパー含めて本当に頭が下がるという

か、大変な仕事だなということを改めて感じております。そういう中で報酬のありようが一つの、先ほどプライドだとか誇りだとかということも話がありましたけれども、そのところがしっかりと保障されない限り、プライドも誇りも生み出されていかないのだろうなと思っています。ですから、様々な自治体で支度金を出すだとか、奨学金を出すだとかやっていますよね。うちも、目先のことだけになるかもしれないけれども、社会福祉協議会のほうで資格を取るのに若干の補助をしたりしていますけれども、それだけではなくて、しっかりとした手当てをしていかなければ、うちのまちのこの状況を救うというか、しっかりとまちづくりをしていくためには必要なことだと強く認識しておりますので、その辺のところはこれからの福祉政策の大きな柱になると認識をして考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2項目め、財政状況について伺います。この問題については定例会のたびに取り上げてきましたが、今回で担当者も定年を迎えることですので、今までの上に立って質問いたします。

（1）、令和2年度の財政状況について。

（2）、今後の地方交付税、臨時財政対策債の変化をどう捉えているか。

（3）、行財政改革推進計画における令和3年度分の財政方針に対する考え方について。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「財政状況」についてのご質問であります。

1点目の「令和2年度の財政状況」についてであります。2年度の財政状況につきましては、特別交付税において約4,000万円、さらに約1億円前後の不用額が想定されることから、これらを勘案し、本年度の決算収支については概ね1億5,000万円から2億円程度の黒字額が見込めるものと考えております。

2点目の「今後の地方交付税、臨時財政対策債の変化」についてであります。普通交付税につきましては、国勢調査人口が基準財政需要額の算定単位として多く用いられることから、今後人口減少に伴い、普通交付税についても減少していくものと捉えております。特別交付税につきましては、過去3か年に管内で発生した災害復旧事業費が一定の割合を超えた場合に交付される「連年災」分、約1億4,000万円の交付が2年度で終了することから、特別の事情が無い限り、以降は平年ベースに戻るものと考えております。また、臨時財政対策債は、地方交付税の原資である国税の減収等により地方交付税の財源に不足が生じる場合に、基準財政需要額の一部を振り替える形で発行可能額が決定されることから、国全体の経済状況によって増減する

ものと捉えております。

3点目の「行財政改革推進計画における令和3年度分の財政方向に対する考え方」についてであります。3年度予算につきましては、行財政改革推進計画の取り組み姿勢にもあるように、財政規律の遵守と身の丈に合った財政運営を基本とし、経常経費における「要求上限額（キャップ）制度」の導入や財政上有利な起債の活用などにより、限られた財源の有効活用を図っております。また、公共インフラの老朽化対策などの町民生活に密接した事業の充実とともに、将来のまちづくりに視点を向けた事業にも取り組むことで直面する課題の解決と中長期的視点とのバランスにも配慮した予算編成としております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。財政健全化プランの最終年度を迎えて、あと十数日で7年にわたるプランが終了するわけですが、担当の大黒課長が本年度の予算概要の中にも一定限度総括的な文章が記されておりました。大黒課長は長年にわたって財政課長で、今年定年を迎えるということですので、7年間の総括とプランに携わった感想をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、平成26年度からスタートしました現在の財政健全化プラン、プランのスタート当初は非常に財源的にも厳しく、かなり歳出も縮小して予算を執行していかなければならないというようなことで、町民に対してもかなりサービスを縮小せざるを得ないという状況の中でスタートしたところでありまして、期間の半ば、28年度ぐらいからですか、予想以上のある程度の歳入の確保ができた。それは、ふるさと納税であったり、あるいは、その後になりますけれども、地方創生の推進交付金であったり、あるいはアイヌ政策推進交付金、このような歳入の確保とともに、それから町税及び交付税も多少減少はしているものの大きな減とならなかったことが要因として、それなりの事業量の確保と、それから基金の積立てあるいは起債の償還、これが順調に進んだということで、財政健全化比率についてもおおむね計画どおり、あるいはそれ以上の数値を出したということはこのプランをしっかりと遵守しながら進めてきたというところの効果が現れて、一定の財政の危機みたいところは十分解消されたという感想を持っているところであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ご苦労さまでございます。本当に長い間私も財政問題で随分やり取りをさせていただきましたので、財政がこうなってよかったなと思っています。そういう中で、今回の質問の答弁の中に特別交付税4,000万円、それから1億円前後の不用額と、こうなっています。今繰越金の残金が5,000万円ぐらいあるという状況です。特別交付金は4,000万円というのは、大体プラスで決まったという認識でいいのかどうか。そして、ほかにこれから、もうあと期間はほとんどないですが、プラスマイナスの歳入歳出というのは考えられるのかどうか。5,000万円プラスすれば2億円ぐらい出るのでないのかなと私は思うのだけ

れども、そこら辺どうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、答弁にありますように、特別交付税の4,000万円というのは、連年災ということで約1億4,000万円程度の交付が今年度で終わるということで、これはもちろん加味しているのですけれども、過去平成26年度から5年間の3月交付の平均を取ったときに3月交付分が2億8,000万円というような数字をある程度想定した上でプラス4,000万円というを出しているところであります。それから例年の1億円前後の不用額、それと大渕議員おっしゃったように、繰越金が今留保として約5,000万円ということでございますけれども、今後除雪だったり、これは分かりませんが、今想定されているのは病院事務長から話がありました追加の繰り出しというのも想定すると5,000万円全て剰余金に回るということはなかなか厳しいかなと考えておりますが、あるいは町税についても今回補正予算で整理しておりますので、そこら辺の上乗せというものもほとんど見込めないという状況でありますことから、あとは不用額が1億円になるのか、1億5,000万円になるのかというようなところの状況で2億円前後の数値になるというような見込みで現在はいるところであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。分かりました。基本的には剰余金の半分を最低財政調整基金に積むというような形になりますよね。今回の補正で公共施設等整備基金に1億5,000万円積みました。これは、テクニックとしてここに積んでおくことが、剰余金が少なくなるから、財政調整基金に積む分が減るわけですよ。そういうことの関係で1億5,000万円というのは公共施設等整備基金に先に積んだのかどうかということ。それと、半額を積んだ場合、財政調整基金の残高ってどれぐらいになるのかなと思います。それと、もう一つだけ、減収補填債が2,577万円ですか、あつただけけれども、これはいろいろあつて借りたのだと思うのだけれども、結果として借りたけれども、ある意味剰余金みたいな形になっているのかどうか。それと、ふるさと納税の最後の最終状況がどんな状況か、その点お尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、公共施設等整備基金の今回の補正予算の1億5,000万円の積立ての件でございますけれども、ここの公共施設の基金は、これは少しでも余裕があれば積みたいという考えを持っております。今後も公共施設の老朽化対策、非常に多く今後も事業化していかなければならないと想定しておりますので、ここは幾らあってもいいといたしますか、余裕があるときにどんどん積んでいきたいというまずは考えの下に今回も積み増しているということと、基本的に決算剰余金を積み立てることで、2分の1という部分は積み立てることができるのは財政調整基金と町債管理基金、この2つでありますので、そこからまた一回取り崩して、積替えといたしますか、そういうことをできなくはないのですけれども、それをやらないということで年度途中の積立てはなるべく公共施設等整備基金に積み立てたいという考えで行っております。

それから、財政調整基金の年度末の残高見込みでありますけれども、現在12号補正後の財政

調整基金は約10億4,000万円というお話をさせていただいたと思いますが、今まだ調整中でありませけれども、追加補正で新型コロナの臨時交付金のある程度精算を次の補正予算で行う予定であります。その中で、これまで新型コロナの国庫分の財源を一旦財政調整基金を取り崩して充てているという額と、それから1号補正になりますけれども、当初交付金がない中で約2,000万円程度の財源を財政調整基金を取り崩しているというようなことで、それを今回全て財政調整基金に繰り戻すということを考えておまして、それが約1億1,000万円ありますので、それを入れますと約11億5,000万円、2年度末の見込みがそのぐらいの数字になるのかなと思いますし、なおかつ仮に2億円の決算剰余金が出ればプラス1億円が積み増しされるというような状況になるのかなと思っております。

それから、減収補填債の件でございますが、これにつきましては12月会議において私はあまり借入れは考えていないというようなお話をさせていただいたところでありませけれども、この辺につきましてはちょっと認識不足なところもありまして、そこはおわび申し上げたいと思っております。今回の減収補填債はこれまでの減収補填債とは違って、コロナ禍における減収分を国のほうである程度それを補償するというような考えの中で国の政策によって打ち出されたものであります。今回通常の対象費目のほかに都道府県の部分も含めて7つの交付金を対象にしたということで、本町においては4つの交付金でありますけれども、揮発油譲与税と、それから地方消費税交付金とゴルフ場利用税ともう一つありました。すみません、その4つなのですけれども、その減収分の積算が実は、2年度の交付税はもう既に決定されているのですけれども、その基準財政収入額、4つの交付金に係る基準財政収入額が元年度の交付額にある程度増減率を掛けて2年度の見込みというのを出しているのです。その元年度に対する見込額というのがコロナ前の考え方で求めているものですから、実際は多く見積もられている。実際2年度の実質交付分より多く求められているために、基準財政収入額が増えているということは交付税が減っているということなのです。そこ分の差額を減収補填債によって上乗せして、なおかつその75%を今後の基準財政需要額に含めるという国の政策ということでありますので、これは北海道とも協議した中で、借りるべきだというようなことから今回このような補正になったということでございます。

それから、ふるさと納税につきましては、先日企画課長のほうからもお話がありましたとおり、昨年よりもプラスということでありませけれども、なかなか4億円には厳しいかなという状況でありますけれども、3億9,000万円前後の寄付額になる見込みであるという押さえでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もう一点だけ簡単に、プランの健全化指標である実質公債費比率13.2%と将来負担比率、これはもうとっくにいつてしまっているのだけれども、これの予想で結構です。令和2年度が締まった段階でどれぐらいのところまでいきそうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 実際のところ2年度の決算見込みによってこの数字をはじいてい

るわけではございませんけれども、ある程度の想定といたしましては、実質公債費比率については13%台で13.2%前後というところは想定されているところでありますし、将来負担比率については恐らく50%を切るのではないかというような想定をしているところであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。臨時財政対策債について今年の方でちょっとお尋ねしたいのですけれども、伸びが全く国の伸びと同じなのですよ、白老町の伸び率。国の伸び率が実際に74%で、計算してみたら白老町も同じなのです。臨時財政対策債というのは、そういう形での採択と言うのかどうか分からないのだけれども、国で上がった分だけ市町村で全部上がるという、そういう計算でいいのかどうか、去年との関係でいえば。それが1つと、もう一つ、今までは予算の概要に国の地方財政計画のことが載っていたのですけれども、今年は載っていないのですけれども、文書ではあるのだけれども、今までたしかトップに地方財政計画の状況と出ていたような気がしたのだけれども、そんなことはなかったですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、臨時財政対策債の関係でございますが、実際臨時財政対策債の額の決定につきましては普通交付税の算定のおきに行われるということになっておりまして、あくまでも普通交付税を算定する上で臨時財政対策債分がある程度基準財政需要額から差し引かれて交付税を出すというような計算になっておりまして、その計算方法については単純に国の率を掛けるというようなことではございませんが、現実問題として最終的な結果としてはどこの自治体もある程度同様なところでの国の率に沿った形で算出されるというような内容になっていると認識しております。

それから、予算の概要のところの地方財政計画の部分については、私も数年関わってございますけれども、地方財政計画の表みたいなのというのは特につけているわけではなかったかなという記憶しております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何で臨時財政対策債のことを聞いたかといったら、10億円の枠がありますでしょう、今年から起債の借入れの10億円の枠。当面臨時財政対策債が増えれば事業分は減りますよね、起債の発行で見れば。しかし、それは10億円の枠の中で縮んだりするわけです。事業費の分の起債の枠は減るわけです。実際はその中で吸収するのだけれども、結果として見たときに臨時財政対策債が増えれば収入の総額は増えるから、事業予算としては10億円の範囲で組めるというような、そういう理解になるのか。そのところが、臨時財政対策債を発行するのがどれだけ市町村に有利なのかということがよく分からないのはそこから辺なのです。だから10億円の枠の中で吸収したり膨張したりするというのは分かるのだけれども、それによって事業費が動く、その中で臨時財政対策債が増えれば総収入が増えるから、事業予算では変わらないという、そういう理解なのか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** まず、臨時財政対策債と10億円の枠というのはまずは別に考えていただきたいのですが、まず臨時財政対策債はたしか平成13年から始まった制度だったと思いますけれども、それ以前は全て交付税で賄っていたということで、その財源が厳しくて、地方との折半ルールということで、一部を地方債に振り替えて、その財源手当てについては後年度に国が持ちますという制度でございます。ですから、本来であればこれを発行せずに全て国が交付税として交付していただければ、本来はそのような財源だということ、まずはそういうこととでございます。起債に振り替えたときに、本町の10億円、これまでは7億5,000万円ですが、その中に内在するという考えを持っておりますので、仮に7億5,000万円のうち臨時財政対策債が3億5,000万円であれば、事業に充てれる起債は4億円しかないということになります。今後新たな計画の中で10億円としておりますがそれも考え方は踏襲しております。ですから、あくまでも臨時財政対策債が大きくなれば事業に充てる起債は少なくなるということになります。

しかし、果たしてそれと今後やらなければならない事業のバランスがどうなのかという部分は絶えず見極めていかなければなりませんし、今回コロナ禍における国の税収減に伴う措置ということで臨時財政対策債が非常に増大したというようなことが一時的であれば問題ないのですが、これがずっと続くようであれば、10億円の枠という部分を今後どうしていかなければならないかというのは絶えず検討を加えなければならぬとは考えております。

○**議長（松田謙吾君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○**8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。何か分かったような分からないような話なのだけでも、どうしてかということ、臨時財政対策債が増えるでしょう、今年のように増えるでしょう。そうしたら、事業費は4億円ぐらしかなくなるのです。4億何千万円しかなくなるでしょう。けれども、臨時財政対策債を借りるわけだから、収入は増えるわけです。収入が増えるというのはおかしいけれども、増えるでしょう。それで事業をやればいいとはならないの。今の話では、事業予算が少なくなるというふうな押さえを私にしたのだけでも、起債を借りても実際使える金額は来るわけだから、8億円なら8億円来るわけだから。臨時財政対策債の金をそれを事業に使うということはできないのですか。

○**議長（松田謙吾君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** あくまでも臨時財政対策債の財源は一般財源という扱い、いわゆる交付税と同じという考えなのです。ですから、そこは起債で借りますけれども、財源的にはそれを事業費にというよりは交付税として何に充ててもいい財源になると。それを最初から交付税のプラス要因として予算化しておりますので、その部分が増えるとか、増加するとかという考えではございません。

○**議長（松田謙吾君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○**8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。分かりました。そこは分かった。そうすると、逆に言うと臨時財政対策債が増えた分だけ起債発行額を多くしないと事業費は縮小されてしまうよ

ね。そこら辺は、先ほどこちょっと考えなければ駄目だとそのことで言ったのだと思うのだけれども、そういうことですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 例えば本来10億円で、当初のある程度の見込みでは臨時財政対策債を2億円程度、事業は8億円の起債を借りて事業をするという想定で10億円としております。これが逆に臨時財政対策債が4億円となれば、6億円しか事業ができないということになります。これが今後やらなければならないことがどんどん出てきたときに6億円で足りるのですかというところを考えなければならないということと、逆にそれを8億円にしますといたら、10億円ではなくて12億円になりますよね。12億円になったときに公債費がどのぐらい増えるのかと。もちろんその部分の一部は基準財政需要額で返ってくると、交付税に入ってくるとはいつでも満額でありませぬし、そこを今後そのバランスをどう見るかというのは傾向をある程度見ないとその辺の見直しもすぐはできないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは、ちょっと矛盾があるなと思います。そこで、病院建設による起債は10億円の枠には入れないという考え方でいいのですね。そして、一応病院のスケジュールが出ましたから、何年度から発行して、現在考えていなかったらいいのですけれども、考えているとしたら、予定発行額をどの程度と試算していますか、病院の建設に対して。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、病院の建設に係る起債については、この10億円の中に入れております。というのは、今後白老町の持続可能な財政運営を行う中では、金のなる木を持っているわけではございませんので、あくまでも限られた財源の中で病院もやるということになりましたので、そこはその中でやっていただく。ということは、逆に何かを我慢するのですとか、あるいは先送りするということは当然出てくるというようなことで考えております。

それから、もう一つは借入れの額でございますが、これにつきましては現在事業費が固まっておりますので、いつ借りる、どのぐらい借りるのかというのは現在お示しすることはできません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 私の認識がちょっと違ったかもしれない。病院の起債の枠は、10億円の起債の枠の中に病院は入れないと私は思っていたものだから、入れるのであれば今年の8億円を含めて全部分かりました。そこは、そういうような形での予算を組んでいくと同時に今の臨時財政対策債の議論はきちんとしておかないと、町も臨時財政対策債の方向を出さないと、病院をやるとしたら、臨時財政対策債が増えたら病院をやったああと何もできないということになります。ですから、そのところは方向としてきちんと考えないといけないだろうと思います。病院が10億円の枠となれば、例えば基金で考えた場合、毎年政策予算の部分は個々の事

業予算は目的基金から取り崩されますよね、全部。財政調整基金は、今の答弁では12億円ちょっとぐらいになるかもしれませんが、少なくとも10億円はキープするとなる。そう考えたら、あとは町債管理基金が今8,000万円だけれども、これは毎年1,000万円ずつ積むと。そうしたら、あとは公共施設等整備基金なのです。町債管理基金と公共施設等整備基金の部分で、例えば当面あと二、三年の中で大きく、病院が10億円の枠の中に入れてしまうからあれだけれども、この2つの基金で大きく運用するようなことを考えることがありますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、先ほど病院建設の話が出ましたので、もちろん10億円の中で起債の枠ということは考えておりますけれども、それで今大渕議員がご心配されているとおり、臨時財政対策債がさらに増えてということになれば何もできないということになりますので、逆にそのための基金だと考えております。公共施設等整備基金についても、もちろん今いろんなところで活用させていただいておりますが、それを病院に使うということも別に駄目としているわけではありませんし、財政調整基金もしかりですけれども、私どもの考えではあくまでも一定の額はキープしなければならないのですけれども、それを上回る額についてはそれはきちんと事業に充てていくということもすべきだと考えておりますので、起債の額と同時に基金もうまく活用しながら、大型事業に対してはうまく財源手当てをしていかなければならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。最後にします。基本的にはまちの財政の基礎は、基本は借金と貯金、すなわち起債と財政調整基金をどう考え、それから政策をどう反映させるかということだと私は思っています。それで、今回の財政健全化プランから行財政推進計画となったわけですが、基本的には私は財政危機からは脱却した。もちろん安心できる状況ではないけれども、脱却したというような認識に立っています。そういう中で、私は病院のものが10億円の枠の中だと思つてつくってきたから、ちょっとあれなのだけれども、要するに8年間で10億円という起債を借り入れると、10億円の枠でずっといった場合に、例えば最終年度は10億円借りて12億円返すということになるのです。そういうものが常態化すると。ですから、結果として財政が縮小していく中で本当にこれでいいのか。例えば町債管理基金を運用してここで別枠で下げるだとか、起債の残高を減らすだとかということを含めて考えないと本当に実質公債費比率はあまり下がらないですよ、これでは。大変なことになると思うのです。ですから、枠を増やせということではなくて、仕事は大変なのだけれども、10億円の枠の中で、私は8億円にしたほうがいいのかと聞いていたのだけれども、病院がそうなるのであれば、そこでの臨時財政対策債との関係を含めて起債の借り方をよく研究して、早く方針を出してほしいと思うのです。そうでないと病院をやるときになかなか大変な状況になっていく。臨時財政対策債が増えたら、本当に大変になってしまうと思うのです。ですから、そういう方向づけを早く出すべきだと。同時に実質公債費比率を少しでも下げるという考え方で、病院を建設しながらでもそういう考え方でいくのかどうか、そこら辺を伺って私の最後の質問とします。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） もちろん実質公債費比率を今以上に下げるということは絶えず念頭に置きながら仕事はしなければならないとは考えておりますが、ただ今回大型事業がかなり続くようなこの期間は、私はそこは非常に厳しいところかなと思っております。ですから、そこは実際事業を実施すれば一気にはね上がると思っております。しかし、その後です。その後、それが終わってもほかはやらなくていいというわけではないので、まだまだやらなければならない事業はたくさんありますけれども、そういう中であっていかにも、10億円ができれば8億円になればいいでしょうし、逆に大淵議員が言われたように、町債管理基金からの取崩しによる繰上償還だったりということも併せながら、最終的には公債費比率を下げて、安定した財政運営ができるような体制に持っていかなければならないということは当然ですし、我々職員もその辺を認識して今後事業をやっていかなければならないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 課長のほうからる説明がありましたけれども、今後病院はもちろん今目の前にあるほか、庁舎の問題もあるし、そのほかの公共施設の問題もある。そういう中でどういう財政出動をしていかななくてはならないかということ、十分考えた中でやっていかなければならないだろうと思っています。ですから、実際に大淵議員からあったように、起債の借入れについてもどう借入れをしていくのかということもお示ししながら、その辺の議論をしていかなければならないのではないかなと思っています。やはり身の丈に合った財政でいかななくてはならないわけですから、その辺のところを今ある町債管理基金だとかというところの使い方も含め、財政調整基金もそうですけれども、そういう使い方も含めて十分研究しながらいかなければ、今の町の状況でこれから建設を含めてやっていくときには非常に重たい負担にならないようには十分考えてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって日本共産党、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

---

再開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

---

◇ 広 地 紀 彰 君

○議長（松田謙吾君） それでは、2番、広地紀彰議員、登壇を願います。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 議席番号2番、広地紀彰です。本議会においては、2項目7点にわたって質問してまいります。

1項目め、実態に即した政策立案と施策展開について。

（1）、新型コロナウイルス感染症対応の総括と今後の施策展開に対する姿勢を伺います。

(2)、旧給食センターなどの遊休資産利活用や役場庁舎等公共施設の集約化対応の実態と今後を伺います。

(3)、町道認定・廃止などの実態に即した対応の考えを伺います。

(4)、都市計画マスタープランに基づく令和3年度の主要施策展開と政策実現の姿勢を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「実態に即した政策立案と施策展開」についてのご質問であります。

1点目の「新型コロナウイルス感染症対応の総括と今後の施策展開」についてであります。本町では、町民一人ひとりの命と健康、安全・安心を守ることを第一に、「感染症拡大防止に向けた取組」、「町民生活への支援」、「地域経済の回復」の3つの柱を基軸として、71事業、総額6億6千1百万円の新型コロナウイルス感染症対策を推進してきました。現在国から示された臨時交付金は、ほぼ全て執行しており、今後の施策展開につきましては、国の3次補正を翌年度に繰越し、感染症対策を継続しながら、困難な状況にある町民、事業者に対してきめ細やかに支援等を行ってまいりたいと考えております。

2点目の「遊休資産の利活用と公共施設の集約化の対応」についてであります。本町が保有する遊休資産は、町民共通の財産であり、まちづくりの中核となる潜在能力を秘めている地域資源であります。そのため、その価値を最大限に引き出すよう、また地域の魅力向上や発展振興に資するよう、公共性や市場性を総合的に勘案しながら、対象施設の利活用について十分に検討していかなければならないものと捉えております。また、公共施設の集約化は、保有施設の最適化を図るための一つの手法であると認識していることから、今後の施設整備についてはこの視点の有効性を十分に検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の「町道認定・廃止などの実態に即した対応」についてであります。町道の認定及び廃止については、長期的な視点から地域に望ましい道路網を形成し、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的としております。認定については、道路計画における路線の新設や地域要望による生活道路を認定する場合「町道の路線認定基準に関する規程」に基づき進めております。また、廃止については、路線の新設や見直しによる場合、周辺地域における土地利用の変化などにより公益上支障がないと認められる路線において、地権者及び関係者からの同意を得た上で執行に努めております。

4点目の「都市計画マスタープランに基づく令和3年度の主要施策展開と政策実現の姿勢」についてであります。新たなマスタープランの策定につきましては、今後の人口減少・少子高齢化を見据え、3年度より3か年で策定する予定であります。3年度は新たなマスタープランの策定に向けて、上位計画である総合計画と整合性を図りつつ、5年度までとしている現行のマスタープランの検証等を行い、本町における都市構造上の課題について整理し、4年度以降に具体的な都市づくりの方針等の見直しに取り組んで行く考えであります。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。実態に即する政策が大切であることは自明なことでありますが、ここで大切なのは実態とは何か、そして即する政策とは何かという視点であると考えています。本質問では個別課題を取り上げながら、実態に対する認識を深めながら、即応の在り方を通して見えてくるあしたのまちづくり政策について議論を深めてまいりたいと考えています。

では、まず1点目、新型コロナウイルス感染症対応の総括と今後についてですが、これまで国からの交付金を活用しながら71事業6億6,100万円の対策に取り組んでこられました。一連の経済対策に対しての総括については今町長からの答弁で理解を得ました。今後の取り組み姿勢の中できめ細やかなといった答弁がありましたが、これは具体的にどのようなお考えで進められるのか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 町長の答弁にもありましたとおり、今後におきましては国の第3次補正予算を活用したものをまず原資として考えているところでございます。本町に示されましたのは、国の3次補正予算においては1.5兆円、全国で示されているところでございます。うち地方単独分として1兆円、それから国庫補助分、これは国の補助の負担の部分になりますが、これが0.3兆円、それから即時対応分として0.2兆円ということで、これは都道府県対象となりますが、飲食店等の時短要請に対応するために都道府県が受け取ることができる、対応できるものという中身になってございます。本町の3次交付金の金額につきましては1億6,579万5,000円ということで、これを基に進めてまいりたいと考えてございます。令和2年度においても感染拡大の防止、それから住民生活の支援、地域経済の支援ということで大きな3本の柱の中で進めてきたところでございます。令和3年度においてもこの考え方を持って、まずは経済対策、それから住民生活の支援、それから感染拡大の防止、衛生対策等も含めてということになります。こちらを進めていきたいと総体的には考えているところでございます。その中身につきましては、それぞれ関係各団体等の聞き取り、そういったものも含めて実態把握に努めながら、事業の立案をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。71事業6億円以上もの政策を立案、実行してきたということに対して議員の一人として敬意を表したいと考えますが、実態と即応の観点で整理をし、今後の政策化を議論すべきと考えています。町は、感染対策や個人の困窮者支援とともに経済対策事業を次々と打ち出してきています。経営改善や課税対策への支援、振興券などの経済活性化の事業とともに、コロナ禍の被害を受けた事業者に対し、その実態に即して具体的には売上げ減少率に応じて給付を行ってまいりました。昨年4月には新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急支援事業として、真っ先に飲食店や観光、運送事業者といった被害が顕在化している事業者のうち20%以上の売上げが下落している事業者に対して法人20万円、個人10万円、合計101件、1,270万円の給付を行っております。また、本年2月には、飲食事業者等の売上げが20%下落した事業者に対して10万円の給付など、被害が著しい事業者に対しての追加支援を執行残の

整理等で予算を捻出しながら行ってまいりました。これらの事業の効果と課題をどのように捉えているか伺います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 広地議員がおっしゃったように、経済対策については我々で対応し得る部分というような中できめ細やかにということで即時性を持って対応してきたかなと思っておりますが、想像以上にコロナの終息の時期が長引いておりますので、これについては継続的に状況を見据えながらやっていかなければいけないだろうと。ただ、現時点では、我々としてはできる範囲の部分でということになりますけれども、事業として実施してきていると考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。お二人の課長からの答弁で理解を得ました。実態を捉えていきたいという話、またできる限りといった部分について、その実態を訴えたいと思います。私もこれは去年12月の会議での一般質問でも取り上げましたし、また3月に取り上げることになりました。この実態を訴えるのはこれで最後にしようかなと思いつつ書いてきました。飲食店の被害は20%でききません。誰が悪いとか、何が足りないとか、そういった類いの話ではないです。実態を踏まえて対応をそれぞれが図るべきだと考えています。中でも個人事業者の被害は、これまでにないほどです。私が知る飲食店の事業者の1か月、1月の売上げですが、去年は55万円あったそうですが、今年はたった5万円でした。電気をつけて灯油をたいて、カラオケ代も家賃も何万円も払っても売上高は1月で5万円です。昨年度は50万以上の売上げがあった店についてはこの惨状で、減少率は90%です。2月も70%減だそうです。こうした実態が町内の飲食店、特にスナックなどの夜の飲み屋と言われている事業者のほとんどに共通しています。催事もなく、食材の冷凍庫代だけでも何万円も取られていたと私が訴えた12月の事業者の皆さんは、結局鳥肉は全て廃棄したそうです。冷凍焼けで使い物にならなくなったと言っていました。

社会福祉協議会の担当者も大変親身に相談に乗ってくださっています。ただ、生活福祉資金も緊急小口資金も総合支援金も全て使い果たして、今やカードでの借金に頼る状況の方もいます。法人は国の支援もあって融資を受けやすい状態にもあります。しかし、個人事業者は、特にコロナ被害がここまで深刻化しては融資すら受けられません。これだけの被害を受けながらも、ウポポイ開業でのにぎわいを期待して起業した新規の飲食店は昨年度の確定申告がないということで補助金も満度に受けられていない状況です。この状態がもう1年続き、個店の個人の自助努力では限界の限界です。これは個人の危機を超えた飲食業という町内の元気にぎわいを生み出す産業の危機です。本当は国が持続化給付金のように、50%の減少率に対して個人でも100万円給付、去年ありました。こんな事業は国がやってくればいいのかもかもしれません。しかし、実際にありません。誰がやるだとか、何が足りないとか、そういう話ではなくて、被害の実態がある以上、誰かが支援を行うべきだと考えます。私は、町内の被害の実情をどこよりも知り抜き、一緒に苦労を分かちあられる、そして迅速に自分の町の事業者を守る町

が飲食業を救ってをもってウポポイ開業を迎えたまちのにぎわいを守るべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） 困窮している事業者に対する支援対策というところでございますけれども、町としてもこれまで様々な給付金の制度、その他経済対策ということで打ってきた中で、またセーフティーネットの認定の窓口も担っている中で、町内の事業者の極めて厳しい状況というのは把握しているところでございます。特に夜のまちといいますか、そういったところについては個人事業者の方も多いというところもございまして、ただ店舗によって非常に売上げ減の多いところと、比較的と言ってもやっぱり落ちているには変わらないのですが、かなり店舗によって状況が異なる部分も多いのかなというような、そんな認識は持っております。ただ、飲食業界は当然なのですが、ほかの業界、業種も含めて売上げが激減しているといった企業町内には非常にたくさんおられますので最近特にセーフティーネット保証の認定の件数というのもここ1か月ぐらい増加傾向にあるのかなといったようなところでございます。

そのような中で経済産業省において、これは緊急事態宣言の影響を受けたところというようなところが原則ではあるのですが、一時支援金の受付が月曜日、8日から始まっているといったこともございまして、また道において時短、外出自粛による影響を受けた事業者への支援金というのが来年度に向けて検討されておまして、法人20万円、個人10万円といったようなことで事業設計が進んでいるものと把握しております。そういった国や道の動向も見据えながら、町として売上げが激減している事業者の皆様に対してどのような対策を検討すべきかということについてしっかりと考えてまいる必要があるものと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 今の答弁の中で、セーフティーネットの申請件数が増えていると、そういった事実は私も理解できています。ただ、セーフティーネット4号認定がたしか一番厳しいですけども、あれは20%以上の売上げ減少した事業者ですよ。危機関連の保証枠ではたしか15%、5号認定はもっと緩い要件になっているはずですよ。20%以上下落しているというのは相当深刻であると捉えますが、ただ実際に飲食店の下落率は20どころか、50どころか、70%も当たり前なぐらいの状況です。私は実態に即したと、これは本当にもうくどいぐらい訴え続けてきました。法人の事業者は、まだ融資を受けられるので被害の実態は大きいにせよ、何とか持ちこたえるように国の支援も受けながら闘っています。しかし、減少率が50%も70%もある事業者というのはそれほど多くはないのではないかなと捉えているのですが、それほど巨額の前算を費やしてこの事業を組み立てる必要は私はないと捉えているのです。

私が知り得る限りですが、50%下落しているというのはほとんど夜の飲食店の方たちぐらい。日中お昼御飯も提供しているような飲食店の方は、お昼御飯についてはそれほど下落はしないと、もちろん何割も減少しているというお話でした。また、いわゆる居酒屋、そういった人たちにも昨日、何店舗かですけども、聞き取りしました。現段階においては半分ぐらいだとい

うところもありましたけれども、その程度です。ですから、極端に減少率が激しい事業者というのは、私の捉えではいわゆるスナックだとか、そういった飲食、特に飲み物を提供しているような事業主に集中しているのではないかと考えるのです。こういった被害に即するという視点での事業化、私はまちがやるべきだと考えております。減少率が50%も70%もある事業者は、ごく僅かだと思っています。しかし、その僅かな事業者は個人の努力を超えた被害に毎日苦しんでおり、さらにこの苦しみは来月も再来月も、いつ果てるともないのが実態です。

町長が来年度の執行方針の初めにといった冒頭部分の半分以上を割いて書かれていた内容は、コロナ禍の実態と即応の姿勢です。町長は自らの職責を顧みつつ、このように述べられております。新年度においても新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組み、何よりも大切な町民の生命、財産を守り、安心、安全な町民生活を取り戻し、希望あふれる未来を町民の皆様と共につくっていかなくてはならないと認識し、町政運営に全力を傾け、その任を果たさなければならないと強く決意するところでありますとしています。この思いを今こそ具体的にすべきと考えますが、町長の決意の具体化についてどのようにお考えか、見解を賜りたいと考えます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 令和3年度の執行方針の中で、コロナ感染症対策は強く、一番重要な案件というか、課題だと認識しております。そのコロナ感染症対策の中でも様々な分野でコロナの対策を行わなければならない。その中に広地議員がおっしゃっている経済対策は非常に大切なことだと認識しております。先ほど参事もお話ししましたとおり、昨年コロナの感染症が広がり出した時点で一番最初に手をつけたのは飲食業の支援でございました。2月には、先ほど広地議員もおっしゃったとおり、一巡というか、ある程度商工会や観光協会、いろんな団体の要望に合わせていろんな支援をしてきて、それがある程度一巡してきたので、2月にはまた飲食に追加の支援をしたところであります。ただ、まだまだその支援金としては全然足りないのは承知しておりますので、今国の3次補正も大体どういう支援、コロナ感染症対策に対する対策をしなければならないというのは大方固まってきておりますので、経済対策も併せてそこでやりたいと思いますし、これはまだコロナが終息しておりませんので、今国や北海道の補助や支援金がありますので、その辺のバランス等々も考えながら、今おっしゃっていたとおり、本当に大変な思いしている事業者にとっては支援をもうちょっときめ細やかに進めていきたいなど考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 議員として皆様から与えられた力を発揮する機会というのは、実は意外とそう多くはありません。私たちは基本的に政策を論じる立場であって、個々の要望を実現させることだけが仕事ではありません。ただ、今回だけは私には受け止め切れない被害の実態があります。私はこれからいろいろと財政の件で、余剰金がこれだけ出ているから、できるのではないかだとか、そういった話は一切割愛します。ただ一言、せめて被害が相当に及んでる事業者、特に個人の事業者に対してだけは緊急的な支援が、実態に見合った、実態に即した支

援が必要ではないかと考えます。いま一度、町長から答弁を賜ったところではありますが、答弁いただきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） それでは、飲食店の関係、個人の事業者に対することでございます。私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

状況等につきましては、議員の話されたことについてはアンケートだとかで町のほうも確認しております。そういった部分も含めて、1月の補正で緊急支援の事業を認めてもらって、現在支給をしているという状況です。ただ、その支給は一律10万円という支給にさせていただいています。議員が言われる例えば50%以上あるいは70%以上、その状況のところに対するピンポイント的な支援ではないのは確かです。それで、この状況が、先ほど町長もお答えしましたけれども、改善していくというのはすぐにはないとも考えています。まだしばらく続くという状況であれば、多分続くのしょうけれども、これは国の3次補正がありますので、今回第1弾として今月末に提案させてもらいますけれども、第2弾の段階でどういったような支援ができるのかということは、コロナの感染状況も確認しながら、それから手法も考えながら、そういった中で時期もいつがいいのかということも考えながら、商工会の意見も伺いながら、どういった支援ができるかということは再度検討していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 昨年4月には真っ先に飲食店の皆様に支援を行ったことは十分認識していますし、その前に3月でしたか、これは他自治体にも先駆けて一部の助成的な部分の支援を緊急に打っています。あれは、国の支援を待たないで真っ先に3月の時点で支援を打ったというのは、私の記憶では本当にごく限られた自治体だけでした。今は迅速さが求められていると思います。ぜひ飲食店の皆手を救ってあげていただきたいと心から願うものです。

それでは、続きまして旧給食センターなどの遊休資産利活用等に移りたいと思いますが、まず個別案件として旧給食センターの跡地の解体事業が進んでいますが、利活用の方策はあるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 遊休施設の利活用の件でございます。それぞれの施設における利活用の仕方というのはそれぞれあろうかなとは思いますが。例えば空き家の話も昨日の一般質問の中等でもありましたけれども、その場所といいますか、建物の構造であったりとか、いろいろな条件があるかとは思いますが、例えばスポーツ合宿であったり、それから民間の活力を使った中での活用であったりとか、それからカフェのお話も、オープンされたお店のお話もございました。その施設、施設によって利活用の仕方というのは様々あろうかと思っておりますので、昨日も共生の話といいますか、協働の中で見出していくということもお話としてありました。そういった様々な場所であったり、建物であったり、老朽具合とかもいろいろございますけれども、活用できるものは活用していくというようなことは基本的に考えてございますので、活用の方法についても様々な視点から考えていかなければならないと捉えてございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 旧給食センターの跡地の活用の方策は、今のところはございませんか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今年度において旧給食センターの解体をさせていただいているところでございます。現在、正直なところ跡地についての活用についてはいまだ決まっていないということで、ウポポイにも近い場所でございますし、非常に有効な土地だという認識は持っておりますので、今後の活用の仕方については庁内で十分検討しながらということになってこようかなというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 旧給食センター跡地は答弁にもありましたとおり、町内のウポポイに近いといった地理的優位性を持ち、また道央道白老インターチェンジからウポポイに結ぶ幹線道路にも面しており、また役場方面から、鉄南地区からのアクセスもよい。さらに鉄北地区は、言うまでもなくスーパーやドラッグストアなどの消費施設も集積している地域に近接している上に、観光インフォメーションセンターへの動線もあるといった部分で、町内有数の一等地となりました。遊休資産活用という視点はもちろんなのですが、ウポポイ回遊も踏まえると地域活性化の拠点ともなり得る立地に育ったのではないかと捉えています。鉄北地域の魅力を発信する。例えば鉄北地域でも今飲食店の集積が少しずつ進んでおります。そういった魅力で、昼食というお話が同僚議員からも昨日ありました。そういった部分への動線化、または虎杖浜から社台までのある程度町内全域に対して、それぞれの地域の魅力に対してのアクセスを促すなどの顧客誘導の仕組みをつくることのできるようないい立地なのではないかと捉えています。町の活性化の切り札の一つとして利活用を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） まさしく議員言われたとおり、非常に重要な土地といえますか、場所であるなどは町としても捉えているところでございます。先ほどの答弁とまた同じような答弁になるかとは思いますが、本当に大事な土地でございますので、今後の活用といえますか、そういった部分についてはこれからも議論を進めていかなければならないと思っておりますし、有効な場所だということの認識もありますので、庁舎内で十分話し合っていきたいなと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） まちは総合計画の中で人口減を真っすぐに見据えた政策を打ち出してきています。これから施設の統廃合も当然進む中において、旧施設や利活用の考えがまちづくりに直結する方向性をつくり出していく時代に入ったと捉えています。この施設の利活用の考えがまちづくりの政策と連動していかなければいけないと考えます。1つだけ、旧竹浦小学校

の跡地利用について議論したいと思うのですが、校舎はかなり使用時から傷みは若干進んでいたのですが、体育館はまだまだ利用価値が残っているのではないかと考えています。また、グラウンドなども含めて町民の健康やスポーツに、また町内外の児童生徒たちが触れられる。社会人を含めた竹浦のにぎわいを創出できる。または合宿等々で経済効果も生み出すことができるなど、近隣の土地、建物との関連性、あそこの竹浦小学校の近接地には合宿の受入れで民宿がずっと継続的に事業を営んでいる方たちもいらっしゃる場所です。そういった部分も考えて、近隣の部分も関連しながら様々な観点で旧施設の利活用が考えられる場所なのではないかと発展的に捉えています。旧竹浦小学校の体育館及び利活用を通してまちづくりの展開が広がるのではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 議員おっしゃっていただいたとおり、あの地区においては本当にスポーツ合宿に実績のある民間の温泉旅館をやられている事業者がいるということも十分承知してございます。お話の中に体育館も十分使えるだろうというお話もございまして、一つの提案としてスポーツ合宿とかに活用できるのではないかとということも一つの視点として捉えながら、どういった形が本当に本町のまちに合った使い方、もしくは例えばそういう事業者がいるかどうかということも含めて、どういう活用の仕方によってまちに本当にプラスといえますか、活性化につながるものという、その視点を持って今後十分検討していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 視点を移しまして、来年度予算で役場庁舎建設等調査事業が予算化をされています。庁舎建て替えにも若干私も9月と12月会議でも触れていますが、この事業目的として町民の安心、安全を支える庁舎として機能発揮できるように、老朽化が進む庁舎の建設に向けた調査を進めるとあります。私は庁舎建設に賛成とか反対とかという立場ではなくて、非常に現庁舎の耐震力に不安を抱いています。なので、建て替えなくてはいけないものなのではないのかなという捉えで今います。というのは私も宅地建物取引士の資格を有してまして、建築基準法をもう一度見直してみました。その中で、建築物の耐震改修の促進に関する法律の告示によると、震度6から7程度の地震に対するI s値、2つ指標があるのですけれども、そのうちのI s値のほうの評価については0.6以上であれば震度6や7でも被害が少ないとされており、逆に0.3では倒壊の危険性が高いとされています。端的に質問しますが、現庁舎のI s値はどの程度なのですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） こちらの庁舎の耐震度については、以前平成30年度のときに予算化させていただいて耐震調査をしているところでございます。その中で耐震度ですけれども、役場のこちらの北側庁舎と南側庁舎に分けてそれぞれ1階、2階ということで、あと南北と東西の方向ということで合計8方向から耐震診断をしているところでございますけれども、その中では大変厳しい状況になってございまして、この8か所のうち半数の4か所において倒壊し、

または崩壊する危険性が高いという I s 値 0.3 未満という結果になっているところがございます。それで、I s 値が 6 を超えたのが 8 つの箇所のうち 1 か所だけということで、状況としては非常に危険な状況になっているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 2 番、広地紀彰議員。

〔2 番 広地紀彰君登壇〕

○2 番（広地紀彰君） 2 番、広地です。傾向は十分に理解できました。また、皮肉にも、まさに人事のインフラの復旧に最も大切な課だと私は考えるのですが、上下水道課、建設課が所在されている庁舎に至ってはプレハブの庁舎で、たしか今回の耐震診断には耐震診断外の部分になっているはずで、これは、いみじくも大きな地震があったときに真っ先に建設課と上下水道課の部分が倒壊するのではないかと率直に心配しているのですけれども、これは災害時に地域を守る必要性、災害時にも地域を守る拠点としての庁舎はサーバーとかも今 1 階に置いてありますよね。ですから、当然ですが、津波の浸水マップの改定等も踏まえると現庁舎では町民の生命、財産を守る拠点としての機能を十分に発揮することができないと捉えますが、見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 先ほど I s 値のお話をさせていただきましたけれども、通常震度 6 から震度 7 の形で 0.6 以上あれば崩壊の可能性が低いということでございますけれども、防災拠点施設という位置づけも庁舎の場合はございますので、こちらについてはその 1.5 倍の 0.9 以上、新しく建設する場合はそういった形の基準をもって建設するということになります。このことは、この耐震基準の結果が出てから私どもも建設課のほうともいろいろ協議しまして、いち早く庁舎建設に向けた取組はしていかなければならないということで、今回 3 月のこの議会終わりに委員会を開いていただいて、基本構想の説明をさせていただくということで今、下準備というか、その作業を進めているという段階でございます。

○議長（松田謙吾君） 2 番、広地紀彰議員。

〔2 番 広地紀彰君登壇〕

○2 番（広地紀彰君） 2 番、広地です。私は、過去に 2 度、庁舎の再編統合は人口減少から見て避けられず、他の機能を集約すべきと訴え、一例として図書館と市役所を統合し、まちのにぎわい創出に成功した滝川市の事例を取り上げていますが、白老町の図書館にも建物に構造上の課題が生じていると感じていますが、実態はどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 実際に図書館のほうも床がちょっとゆがむというか、曲がったりだとかということで、あと狭隘化もございますので、なかなか落ち着いてできるというような環境にはなっていないのかなという課題を認識はしてございます。それで、今こちらの庁舎を建設する場合は P F I の手法ですとか、そういった民間委託の手法も活用しながら進めていきたいということで考えているのですけれども、一般的にそういう P F I の手法を使う場合、ある程度複合化施設というか、図書館ですとか、そういうものも複合化させて進めていくというのが一般的でございまして、そういった複合化ということも考えながら検討してい

なければならぬということをご考慮いたします。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 住宅の品質確保の促進等に関する法律によると、建物の傾きが1,000分の6、角度では0.34度を超えると頭痛や目まいなどの健康被害を及ぼす可能性があるとしてされています。ですので、今後でしようが、様々な施設、もちろん図書館に限らず、老朽化が進んでいる部分がありますので、そういった部分を捉えながら将来の人口減少を見据えた整備というのが求められていると感じております。今の課長の答弁で十分理解できましたので、町道認定の関係に移りたいと思います。

町道認定から廃止に対して町の道路整備の在り方ですが、実態に即して図られることで町民生活の利便性向上や効果的な町有財産の運用が図られるのではないかと考えています。町道認定の基準については、先ほど町長からの答弁で十分理解できました。具体的なお話ですが、虎杖浜の土地所有者から町へ町道用地として土地を寄贈したいと申し出ている事例は担当課としても承知はされていることと察しております。担当者が何度も何度も申し出た所有者宅へ足を運んで希望を伺ったり、逆に認定に向けた手続やそれに関わる懸案事項などをお伝えされて対応する姿勢が見られました。足を運んでいただいたという姿勢が町民の信頼につながっていました。この町道認定の要望ある地域一帯、虎杖浜のあの部分は借地が多くて、現状生活道路として利用している道路が土地所有者が万が一相続などで替わってしまうと私たちの道路や家はどうなるのだと不安を抱えている町民が多い状況です。こういった状況はほかの町内にも見られることではないかと考えています。町道の認定によって付近の町民の安心、安全な通行、そして資産を守ることができるかと考えていますが、町道認定の意義を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 町道認定の意義についてのご質問でございます。先ほどお話がございましたとおり、1地区から今回町道認定の要望をいただいている部分はございます。ちょっと1答目の部分と重複する部分もございますが、基準、規則の中には1集落の中で例えば10世帯以上の件数がなければいけないですとか、あとは町道認定をする上では道路用地が原則寄付になります。そういった部分の排水整備がされているですとか、そういったようないろんな諸条件がクリアされた中で初めて、集落の中での生活道路が本当に道路として機能が必要という部分にみなされた場合に認定という形になってございます。いろいろと他地区からもそういった要望はございます。ただ、行政といたしましても全ていろんなものを認定して町道にするということは、いろんなランニングコスト、ライフサイクルコストですとか、そういった維持管理費がかかってまいります。そういった中の部分も検討しながら、その部分が本当に町道としてみなすに値するののかという部分を現状把握を捉えながら、そういった整備といえますか、認定に向けた手続というものが成り立っていくのかとご考慮いたします。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。人口減少を見据えて、土地の利用状況の変化など例

えば世帯がいなくなったりだとか、地権者が替わったりだとか、様々な状況を捉えて適切な町道整備と認定、廃止の部分を進めていくという考え方は理解しました。一観点としてなのですが、このたび新年度予算において虎杖浜の西4号線や北2番通りなどの整備を簡易舗装ということで進められるとされていて、私も西部の住民の一人でもありますし、率直に喜んではいませんが、この捉えとして産業振興を生み出すことができるのではないかとといった部分で意義深い事業ではないかと捉えています。北2番通りは養鱒場などの観光資源があり、またナチュラルサイエンスが進出されて、あちら一帯が近隣市から白老町虎杖浜に訪れる動線ができつつあります。こういった部分にこの事業は資するのではないかと。あと、西4号線については、ここは水産加工が集積するまさにど真ん中を貫いている道路の中で、私も一度測ったことがありますけれども、ちょうどこの時期、15センチぐらい深くえぐられていて、軽自動車だったら運転の仕方によっては底をすってしまって、また町も被害を被ってしまうのではないかなと懸念していました。そういった部分が一定数改善を図られていくということは産業振興の観点からも意味があるのではないかと捉えています、それに対しての見解を伺いたと思います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまお話にありました虎杖浜の路線につきましては、地域の要望、それからその道路の終点部でご商売をされております。そういった施設を利用されるお客様から、今現在当該路線が砂利道の状態になっておりまして、土日祝日といいますか、そういった利用者のお客様からも非常に道路の傷みが激しいという、そういった中で要望があつて、今回簡易舗装事業として整備を進めさせていただいた路線でございます。議員がおっしゃるとおり、水産加工、そういったようないろんな6次産業も含めて地域の方々が住む生活道路、それから産業道路、そういった部分につきましては利用の状況、費用対効果、そういったものを勘案しながら新規で整備する路線、そういったものを検討していくことになろうかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。都市計画マスタープランの改定がスタートします。この都市計画マスタープランを改定していきますと、それは終了年度を2023年に迎えるといった部分から当然なのですが、これがまちづくりの観点で第6次総合計画に規定されているように人口減少を正面から見据えた計画づくりが進められる必要があるのではないかと捉えています。ただ、これは12月にも9月にも一貫して私は訴えてまいったのですけれども、公共施設の統廃合が避けられない中ですが、この中で統廃合でプラスワン、何か一つでも新しい価値を創造する。集約化していく。2つが1つになる。面積が小さくなる。ただ、その中で新しい価値を一つでも創造していける事業を進められるべきではないかと考えますが、施設の整理統廃合に当たってのお考えを伺いたと思います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 公共施設等総合管理計画あるいは個別施設計画の中で、公共施設

の統廃合、複合化ということをやっています。広地議員がおっしゃるように、今後人口減少を見据えますと、今ある施設の数も減らしていかなければならない。面積も減らしていかなければならない中では、やはり複合化というのはどうしても避けられない状況であるとは認識してございます。しかし、単純にそれを1つにするということだけではなくて、2つが1つになる以上、何か1つ付加価値といいますか、違った意味での地域住民が利用しやすい、そういったものを加えた上でそういう統合というのは今後進めていくべきと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 大黒課長とは、私の拙い議員生活の中でふるさと納税について本当に何度も何度も議論をさせていただいたり、まちづくりに関わって議論をさせていただいたなど。課長も答弁はいつも明快で、やれないことはやれないとはっきりとおっしゃっていたのがすごく印象的に残っています。今捉えていただいたような答弁でありましたが、何か価値をつくり出していくと。面積が小さくなることはマイナスなことではなくて、その代わりに何か生み出せるといったような考え方で整備する中で、今白老生活館が多機能型生活館という事業名で打ち出されています。白老町アイヌ文化振興基本方針及び振興事業計画などの理念を守りながら、活動拠点としてだけでなく、こちらのほうはいろいろとこれから検討が進められるとされていますので、具体はこれからだと思いますが、実際に活動拠点として様々な工芸関係に従事をされている方たちが集っていた部分は守りながら、さらにその方たちの作品や文化の発信、もしくは展示などを通して新たな文化振興や発信につながっていくような施設にしていくことが大事ではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） ただいまの生活館についての展示等のスペースということでございますが、白老生活館につきましては更新は令和5年度に予定しているところで、3年度の予算において基本設計等を計上させていただいているところでございます。生活館の具体的なレイアウトにつきましては、これからアイヌ関係団体ですとか、生活館を利用させていただいている利用団体、そういった方々の意見を踏まえながら具体的な部分は検討していくところでございますけれども、議員がおっしゃられました地元の手工芸者、クリエイターの方々の作品等、そういったものについても展示するスペース、そういったものも含めながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。昨年、白老町のアイヌ文化の発展は白老町が担うべきではないかと質問しました。ナショナルセンターが所在する町として、今後もウポポイとの関わりは大変大きいものがある一方、白老町のアイヌの方たちの中には思うように関われない面もあり、その部分は木彫などの工芸、これについては昨日同僚議員との質疑で理解は得ました。私のこのマスクは、これはアイヌの皆様が開いてくださっている刺しゅうの講習で、札幌

から移住された方が白老町って刺しゅうの勉強ができるのだねと言いながら作ってくれたのです。聞くと、毎回刺しゅう講座には20名程度が集まると指導者の方がおっしゃってまして、本当に底が広く、白老町のアイヌ文化が一般の町民の方たちにも少しずつ、少しずつ広がっているのかなと感じています。民族等の垣根も超えながら町民に愛されている工芸作品の展示や発信のスペースを確保して、白老町のアイヌ文化を白老町が後押しすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 白老町のアイヌ文化の発信として手工芸者の方々、クリエーターの方々が刺しゅう、もしくは木彫り等の作品を作っていただいているところがございます。また、町といたしましてもアイヌ文化を保存、伝承していくために、地元のアイヌ関係団体に人材育成ということで刺しゅうとか木彫りのそういった講座を行っていただいているほか、イオル再生事業においては、体験事業ということで一般の方々に参加していただけるような刺しゅうや木彫、そういったものの講習も行っております。また、そういった作品につきましては、事業拠点でありますアイヌ協会の事業拠点でありますとか、あとイオル事務所のチキサニのほうで展示させていただいているところがございます。今後につきましてもそういった活動を続けましてアイヌ文化の保存、伝承を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 都市計画マスタープランに関わる住宅整備に移りますが、住宅長寿命化計画のほうにも規定されていますが、老朽化した住宅を取り壊し、新たな住宅整備を進めるとあります。その中で、末広団地については過去に2度質問させていただいており理解を得ています。旭ヶ丘団地なのですけれども、更新される際には現地での建て替えを基本として考えると長寿命化計画にありました。私もその捉えには賛成、共感する立場にあります。なぜかという、白老町は虎杖浜から社台まで幾つもの集落の連合体のような要素も併せ持ち、多彩な白老町という全体像をなしている側面があると捉えています。各地域をそれぞれ発展させることが白老町全体の魅力づくりにつながっていくと考えますが、今後の長寿命化を踏まえた住宅更新の考えと、そして住宅整備面から見た各地域振興のお考えを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 公営住宅の更新でございます。住宅生活基本計画の中におきましても、町なか居住やコンパクトなまちづくりの住宅施策の展開、保守を進めるとしております。また、アンケートでも歩いて暮らせるまちづくりの声が多い状況でございます。今後人口減少や高齢化社会を見据えた中での取組を進めていかなければならないと思っております。その中で住宅の環境整備としまして、現在西団地と緑ヶ丘団地の受皿として（仮称）末広団地の建設を考えております。また、議員おっしゃられました旭ヶ丘団地におきましては、計画は令和12年度を目途に現地におきまして約2分の1程度の規模にするような形で考えております。住宅施策に関しましては、町内に社台から虎杖浜まで6つの地域がございますので、単なる集約化、一元化という考えにはならないと考えております。地区ごとに拠点をどのようにつくっていく

かがようだと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 都市計画マスタープランには、その役割として今後のまちづくりの基本的な考え方を明らかにすると記載がありました。人口減少を見据えた総合計画に基づく全体構想はもちろん、地域別構想においても特色ある各地域が持続、魅力化を図っていきける姿が見える都市計画マスタープランを目指していくべきと考えますが、都市計画マスタープラン策定に当たってのお考えを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 都市計画マスタープラン、簡単に言いますと都市計画区域を有する市町村がそれぞれの市町村の課題などを反映しまして都市計画の基本となる将来の都市計画像を示すものでございます。都市計画に関する個別の件につきましては、指針、方針を示していくものでございます。その中で新たな都市計画マスタープランの考えでございますが、もともと都市計画の制度につきましては、人口が増加するという拡大の中で考えられた制度でございます。現在人口減少が進んでいる中では、既にある既存の市街地などをよりよくしていくことが重要なことだと考えております。都心のコンパクト化というか、コンパクトシティという概念もあるところでございます。以上の考えの中で、新たにつくる都市計画マスタープランにつきましてはしっかりとした都市計画づくりのビジョンを確立させて、地域別の整備課題や交通体系、公園、河川、住宅環境などの土地利用施策、計画の方針を細かく総合的に定めて、本町の個性、課題などを反映していく計画にしたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。この項目最後の質問として、これまで各地域を守り育てる取組やその目線について質問してまいりました。

視点は変わりますが、笠原消防長におかれましては今般退職を迎えられるということで、まちを守るという観点から長年、時には命もかけて奉職されてきたと改めて敬意を表したいと思います。笠原消防長に対し、地域を守るという視点とその大切さについてのお考えを賜って、この項目の最後にしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 笠原消防長。

○消防長（笠原勝司君） 地域を守るという点で、私消防に奉職して41年になります。その中で、広地議員おっしゃったように、仕事をし始めたころは自分の命を失っても人を守るのだという気持ちで奉職してまいりました。それがこの41年間の中でいろんな各種災害に出動して、いろんなことの心の変化が起きてまいりました。実は、私が消防に入った昭和55年というのは消防車の台数も少なく、今でいうとボンネットのついた大型車両、今では形態のない形です。そして、古い車両においてはバンパーのところについているクランク棒というのを回すような、それでエンジンをかけて出動した中で、町の理事者、議員の皆様のご理解の中で消防装備の更新を昭和から平成にかけて更新してまいりました。

そして、その当時の災害というのは交通事故であったり、天気予報を見て台風が近づいているなど、そして台風が来て、大雨による冠水、それらも治水工事や河川改良などが行われて大分減少されました。交通事故にあっても、今般ウポポイの開設等で苫小牧白老間の道路が複線化したということで交通事故の減少も進んでおります。いろんな災害の中で、まちづくりの中で安心、安全を提供するためにやはりしっかりとした装備をしなければならない。そして、昭和から平成にかけての装備更新が今後、延伸、延伸を続けて何とか辛抱して使っていることもございます。ただ、平成から令和にかけては各種災害に対応できる消防装備品の充実、平素から議員の皆様には消防装備の更新に関しては大変ご理解をいただいているところですが、今後あらゆる災害に、そして人口減少を迎えた中で1台2役、2台3役などの車両の管理台数を減少させていく効果のある更新、最小限度で最大限の効果が生まれるような更新計画をつくってまいりますので、それらがまちづくりにとって安心、安全を与える一つの一翼を担っているということをご理解いただいて、今後とも消防行政に対しましてご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

---

再開 午後 2時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。それでは、2項目め、教育施策の展開について。

（1）、まちづくりの確かな基盤となる教育実現に向けた「不易流行」の在り方を伺います。

（2）、学力の実態と対応、指導方法向上の方策を伺います。

（3）、学校間、学校と地域の連携でつくられる教育的価値を伺います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「教育施策の展開」についてのご質問であります。

1点目の「まちづくりの確かな基盤となる教育実現に向けた『不易流行』の在り方」についてであります。社会の変化が加速度を増す中であって、学校においても変化への対応は急務であり、新しい生活様式の定着やICT環境の充実等、新たな教育活動の創造が求められております。予測困難な社会で子供たちが豊かな人生を切り拓いていくためには、流行への主体的な対応が重要であります。一方ではこれまで学校が果たしてきた役割や機能を再認識し、積み上げてきた教育実践のよさや強みを継承していくことも重要であります。町づくりの基盤となる人を育てる営みには、不易と流行を二項対立ではなく、それぞれの調和を図りながら組み合わせることが必要だと考えております。

2点目の「学力の実態と対応、指導方法向上の方策」についてであります。今年度の全国学力・学習状況調査問題を活用した町内の結果分析では、本町の児童生徒は基礎基本を活用して

答えを記述する問題を苦手としており、「知識及び技能を活用して課題を解決する力」の定着や家庭学習においても課題意識をもって主体的に取り組む力の定着が必要であると捉えております。課題対策や指導方法向上の方策については、第Ⅲ期「白老町スタンダード」を作成し、秋田型授業の推進、情報活用能力の育成、学習規律の確立を目指す取組みと家庭学習の充実、生活習慣の定着を目指す取組みを重点に設定して、児童生徒の資質・能力の育成と学習内容の確実な定着を図ってまいります。

3点目の「学校間、学校と地域の連携でつくられる教育的価値」についてであります。学校間の連携については、幼保小の連携としてスタートカリキュラムを活用しておりますが、来年度には「白老町版スタートカリキュラム」の作成を行い、より円滑な連携体制の整備を進めてまいります。また、学校と地域との連携については、地域に開かれた学校運営を推進するために、コミュニティ・スクールを軸として目指す児童生徒像を共有し、地域の学校経営への参画する機会の充実を図っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。教育長は学校現場にもおられましたので、恐らく承知のことと思います。ルイ・アラゴンのストラスブール大学の歌にある。教えるとは未来を共に語る。学ぶとは誠実を胸に刻むこと。これは第2次世界大戦中、ナチスドイツに占領されたストラスブール大学の教授や学生が疎開先で学問を続けるという困難の中で生まれた詩であり、困難だからこそ希望を語ることの大切さを今に伝えています。今般白老町の教育大綱が改定されました。この改定の中で印象的だったことは2つあります。1つは、変化や困難です。基本方針1では、かつてない大きな社会の変化と捉え、また同じく基本方針3では、地域で子供を育てることが難しい時代と位置づけられておりました。そしてこの変化とは、同じく改定される学校教育基本計画にも規定されており、少子高齢化社会、情報化、グローバル化とあります。私も3人の小学生の子供を持つ父親であります。子供にとってふるさと白老の人口が増えるとか、もっと言うところの国の人口が増えるという希望は今は見出すことができません。その上、このコロナ禍により学びを育む人間としてのぬくもりや関わりが制限される中で、どのように学び、希望を語るのか。この困難に向かっていく姿勢について教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今教育大綱ですとか学校教育基本計画の中で、困難というこれからの時代をどのように予測していくかというところのお話をさせていただくことになるかと思うのですが、今年度は本当にコロナ禍の中において学校現場も非常に混乱の中にある時代だったなと思います。ただその中でやはり学びは止められない、止めてはいけません。守るべきものは、学びをどのように保障するかというところが最前線だったと教育委員会としては認識しております。その学びを止めないためにも、今まで普通に行われてきた教育活動を見直すということがまず第一前提、教育委員会としてはある意味ピンチではあるけれども、今までの仕事が慣例的に行われてきたことでも、もしかしたらやらなくても大丈夫なことがあるのであれ

ば、そこは学校長の裁量で削ってよいという話を当初の段階でさせていただいて、学校も本当にいろいろな工夫をしながら対応してくれたと思います。

令和3年度については、この間の校長会でもお伝えしたのが、今度はコロナ禍において今までできなかったことをどのようにしてできるかというシフトチェンジをしていく、今度はコロナとどうやって共に一緒にやっていくかというところになっていくだろうということをお話しさせていただきました。ただ、令和2年でしなくても大丈夫だという教育活動もありますので、そこを踏まえながら学校として一番大事に守るべきことが何なのかをもう一度考えてほしいということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。困難という、さらにコロナ禍といった部分の中でどう捉えて、教育の世界で何を培うのかといったことが問われていると考えます。その一つの答えは、この教育大綱の中にもあると感じました。それはもう一つ今回の改定で私の印象に残った自らという姿勢です。文言としても、自らの可能性を信じ、また主体的に社会参画し、さらには自ら学び続けなど、様々な場面で自らという姿勢を感じました。児童生徒の発達における主体性の涵養は変化と困難の中、一層普遍であるべき教育的価値と捉えますが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 広地議員のほうから様々な教育大綱に関わるキーワードをご指摘いただきました。まさに私も流行の中で様々な変化の中に身を任せるだけでは決してそれは流行に対応することにはならないと。いかに主体的な動きの中で流行に対応していくかということが一番大事ではないかなと考えております。そういった意味では、先ほどからお話がございましたように、困難、自らというキーワードは、これから子供たちが未来の社会を切り開いていくときに身につけなければいけない資質であり能力であると、そんなふうを考えておりますので、その部分を今回は教育大綱として特に意識しながら作成させていただいたわけがございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 第6次総合計画には生きる力とあります。この主体性の涵養こそ困難な時代を生きる力として、その生きる力を総合計画にも規定されている白老町の子供たちには捉えられなくてはいけないと考えます。実態を捉えて即すという考えで私は今回臨んでおりますが、この実態として学力・学習状況調査結果を基にしながら実態と即応の在り方について議論したいと思っております。

2点目ですが、コロナ禍で今年度は全国調査との比較ができなかったということで、あくまで同じ問題紙や質問紙を活用した傾向について先ほど教育長からの答弁があり、この内容については理解を得ました。ここの結果分析なのですが、教育長からの答弁には基礎基本を活用するといった部分に対する課題だとか、あとは知識を活用して解決する力だとか、そういった部

分の学力的な部分にはまだまだ課題があるのではないかという捉えが示されておりますが、その要因と対応についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 様々な要因があろうかなと思いますけれども、学校という立場から考えると、そういうような資質や能力を様々な授業の中できちんと子供たちに力をつけてこなかったというのが私は一番大きい要因ではないかなと考えています。ですから、いろいろ家庭学習の問題があったり、そういう問題もございましてけれども、とにかく対応としては授業改善という、このことに私はもう尽きるのだろうと思います。授業を通して子供たちにそうした活用力だとか、習得力というか、習得していく力を身につけさせていかなければ、いつまでたってもなかなか子供たちのこうした力というのは高まっていかなないと考えますので、対応としては言い尽くされていますけれども、授業改善をこれからも進めたいということに尽きます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。教育現場のご経験もありながら、学校としての、もしくは教員としての使命感といった立ち位置からのご答弁だったなと捉えているのですが、白老町が学力向上を実現するスタンダード第3期に取り組まれています、この中では秋田型授業の実践等、様々なこういった課題に対してどのように捉えて対応するかといったことが具体的に取組が進められていると捉えており、実際学習状況調査の質問紙からやや特徴的な部分が見られるなど捉えています。5年生までに考えを発表する機会があったかという設問に対しては、全道平均54.4ポイントに対し、白老町は64.9ポイントと10.4ポイント増、また話し合い活動に取り組んでいたかといった設問では、全道46.4ポイントに対し、54.5と8.1ポイントのプラスとなっています。これは、一斉指導を受けるという受け身的な形から発表もし合うと、そして児童間、生徒間でも学び合うという双方向、クラス間での学習交流が図られていると捉えています、この成果に対する見解はいかがですか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 北海道平均よりは上回っているという結果の部分については、秋田型の授業に取り組み始めまして、いろいろご予算もいただきながら授業改善等を推進してまいりました。私もこの職に就きましてから3年間の中で学校を訪問し、授業を見せていただく場面が何度となくありました。その3年間の中においても、子供たちの様子、もしくは事業の組み立て方の様子というのが全く素人である私にとっても変わってきたなということがすごく感じられる3年間だったなと思っております。今はまだ授業の形としてある程度成立してきているところを認識しておりますが、ここからは授業の質の改善というところが次の課題になるだろうと思っております。子供たちが非常に主体的に参加している授業というのはやはり活気がありますし、子供たちもとても真剣に友達と意見を交流する場など、非常に積極的な授業が展開されていると思います。残念ながらコロナ禍の中では学び合いというところがちょっと止められている部分もありますが、3年度においてはどんどんそこを進めていけるようになればいいなということで、秋田型授業の部分について伸びてきている部分の結果かなと

おります。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。一方課題としては、最後まで他者の考えを聞くが全道平均64.8ポイントに対して51.9ポイントと12.9ポイントの減。また、考えを受け止め、自分の考えを持つが全道46.3ポイントに対し、36.4ポイントと9.9ポイントの減となっています。受け入れて、そしてそれを基に自分の考えにしていくといった部分に弱さが見られ、また中学校も同様な傾向が見られます。また、国語や算数、もしくは数学が将来社会の役に立つかという設問は、中学校も小学校も低いのです。10ポイント近く低い教科もありました。なので、いま一つ将来の役に立つからという部分の意欲づけに課題があるのではないかと捉えています。こういった経過は当然共有されていると思いますが、この傾向に対しての見解や対応についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員からご指摘のように、多くの質問紙において、ある部分では全国平均や全道平均を上回る部分もありますし、残念ながら下回っている部分もあります。また、学校によっても項目によって上回っていたり下回っていたり、状況はそれぞれ違います。今各学校では、毎年度行っている実態の中で出てきた結果についてきちんと分析をしてもらっています。その中で自分の学校の伸びているところ、これを強みと捉えて、そしてまた逆に下回っている部分はまだまだ指導が足りない部分、これはこれから補充していかなければならない。そういう部分の見極めをきちんと学校でやってもらっています。それを次年度の教育活動の中に改善という形で取り組んでいただいています。ですから、町全体としては第3期の白老町スタンダードという大きな取組の中で教育行政を推進してまいりますけれども、具体的なその進め方、あるいは取り組み方も学校によってやっぱり多少の特色が出てくるのだらうと思います。そのこの部分の総体的な全体的な取りまとめは教育委員会でももちろんやりますけれども、個々の強みと弱みの部分の取り扱い方については学校長が自分の学校経営の中で具体的にやってもらっていますので、そこは我々もしっかり学校を支えていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。こういった部分の課題解決の中でICTのGIGAスクール構想について伺いますが、これは昨日、前田議員、佐藤議員のほうと精力的に議論を交わされていましたので、1点だけ。個別最適化という視点のみ伺いたいと思います。これは、具体的にどのようなことなのでしょう。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 一応文部科学省のほうの捉え方を私どもは継承しておりますけれども、多様な子供というまず捉え方を1つしています。それはいつも教室にいる子供たちばかりではなくて、例えば学校になかなか来ることができない子供もいます。それからあるいは障がいを持っている子供もいます。それから白老町にはあまり多くありませんけれども、本州には

日本国籍を持たない外国の子供が全国で10万人ぐらいいると言われていています。そういった子供たちへの指導もあります。様々な存在する子供たち一人一人に対して、どう学びを取り組ませていくか、その子供たちに指導していくか、そのためのツールとして今回のICT、GIGAスクール構想が背景にあります。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。文部科学省から示されているGIGAスクールの中での学びの変容イメージの中では主体的、対話的で深い学びがICTの技術により実現できるとされており、今まで例えば教師が黒板などを用いて説明し、その指導方法の中で子供たちに対して興味関心を引き立てるような授業法を一斉学習として取り組んできたわけですが、1人1台端末が実現することによって、授業中でも一人一人の進み方や反応が把握できるようになり、一人一人の反応、遅れている子供がいたらそこに対して指導ができるだとか、進んでいる子供には次の課題を与えることができるといった、そういった意味でも個別最適化が図られ、双方向型の一斉授業が可能になるとされていますが、それに対する捉えと可能性についてどのように考えられているか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 広地議員がおっしゃるとおり、子供たちが昨日もお伝えしている45分びっちり使うということではないと思いますが、例えば教員の中で課題があり、学び合いとして子供たちがタブレットのほうに意見を出していく形になったときに、教員のほうでそれが子供たちがどの程度意見が出せているかどうかというのを把握しながら個別対応がしていけるようになるですとか、あと例えばですけれども、計算問題を与えたときに、どこでつまづいたのか、どこが間違いがあったのか、その履歴を追うことができるというところで、文部科学省としては個人のデータ、そういうのをビッグデータとしてデータベースとして持ちながら今後反映させていきたいというところも考えているので、子供たちのそういう情報がどんどんデータ化されていって、それを確認しながら個別に必要な支援ができるようになるという方向性になるのかなと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。昨日、同僚議員との質疑の中で大変興味深いなと思ったのは、複式校での遠隔授業の在り方です。非常におもしろい取組で、例えば3、4年生で複式の場合、3年生の授業をICT技術を活用してといったことができるようになると、大変興味深いなと思っていました。ただ、この授業の成立のためには、事前の児童間の交流をしておくなど、学びの場を形成できる前提となる人間的な関わりの醸成が必要ではないかと考えますが、そういった部分の配慮についてどのようにお考えか。また、たしかですけれども、へき地・複式教育研究連盟の全道の研究大会、たしか白老町で近々に開催されるのではないかと、私の記憶なのですが、ここで披露しろとか、そういうことはなくて、ここで披露されてもよいような中身の取組ではないかと考えていますが、遠隔授業の価値と、そしてそれに対する配慮

や対応などをどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 広地議員おっしゃるとおり、へき地・複式教育研究連盟の大会が令和4年度に実は控えております。竹浦小学校、虎杖小学校、両校の校長先生はそこを見据えながら既に着々と準備を進められております。今年度、学校に対して配当予算という形でいただいた予算を両校は活用して、教員用ですがデジタル教科書を購入させていただいたり、大きなモニターを買わせていただいたりしてその準備を進めております。両校の子供たちの関わりの部分もちろん学校として配慮しながら、その前からも集合学習ですとか、今年は実現できていないですが、そのような両校の関わりは進めてきているところもありますので、そのような部分も生かしながら行われていくかと思えます。小規模校のデメリット解消、昨日もお伝えしているとおりなのですが、切磋琢磨するというのがやはり小規模校のデメリットとして挙げられる部分がありますので、たくさんの意見、たくさんの考えに触れ、その中で自分が何の意見を選んでいくのか、どんな考えをつくっていくのか、そこが成果として挙げられるかと思えます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。もう一つ、児童生徒の学力向上に一つの課題として、またスタンダード第3期でも取り上げられておりますが、家庭との連携の重要性です。これは、実際に第3期の中でも学校現場での工夫改善と両輪として、それぞれ関連性があると捉えられておまして、質問紙を見て私も親として反省をするところもあったのですが、特に児童のルール化や道徳心の涵養の必要性です。具体的にはテレビを見る、ゲームをするなどのルール化をしているかといった設問では、全道36ポイントに対して22.1ポイントしかない、13.9ポイントも減です。あと、1日当たりどのくらいゲームをするかという設問では、4時間以上と答えた割合、毎日ですよ、4時間以上と答えた全道は17.4ポイントに対して24.7ポイントと7.3ポイントものプラスと。これは、やはり家庭内でのルール化が十分ではない状況が見てとれます。当然これは個人のご家庭の教育力にまつべきだと思いますが、学力に密接に関わる以上、スタンダード実践として家庭への啓発活動はこれは重要ではないかと。また、道徳心の涵養としてちょっと私は課題があるなと思ったのが、学校の決まりを守るか守らないかでは全道平均に比べてマイナス13.9ポイント、いじめはどんな理由があってもいけないと思う割合は全道平均から比べて7.1%のマイナスです。誠実に生きることの価値が子供たちの内面に確立されていく必要があると捉えますが、見解と対応についてどのようにお考えか伺います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今本町の抱えている学校教育における課題は、学力向上に関わって学校がどう授業を変えていくかという問題が一番大きいと私は思っています。それを支える次の問題として、今ご指摘あったように家庭における子供たちの時間の過ごし方、あるいは家庭の中での教育の在り方、これもまた大きな問題だと考えています。そういった意味では、学校は直接私どもが教師とのやり取りの中でいろんな指導をしたり助言もできますけれども、家庭

というのはなかなか簡単に教育委員会がその中に入っていったらどうできるものではないのですけれども、具体的に学校と連携しながら、本当は各担任と家庭、保護者の関係でないかなと私は最終的に思うのです。ですから、今も学校のほうからいろんなお願いを家庭に対してしていると思います。決して何もしないということではないと思います。いろんな機会を捉えながら、保護者の皆さん方にご理解をいただいたり、協力をお願いしているのだらうと思いますけれども、そのことが本当にきちんと家庭の中に届いていない状況が見られるのではないかなと思います。そういった意味では、これは本当に時間のかかる課題かもしれませんが、いろんな工夫をしながら保護者の皆さん方に考え方をきちんとお伝えして、そして共有をしていくということが大事だと思います。学校の考え方と家庭の考え方が違うようでは子供が非常に混乱すると思いますので、そこを一体化していく、共有していくための努力をこれからも学校も教育委員会も根気強く続けていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。最後の点に移ります。学校教育目標を見ると、基本目標2として、地域に信頼され、地域と共にあることの価値がうたわれ、また基本目標6には学校運営協議会が位置づけられています。学校と地域がこれだけ密接に取り組まれたりしている取組というのは、私は本当に困難な時代だからこそ価値があるのではないのかなと思って捉えています。というのは、学校運営協議会の資料、教育委員会にもご足労いただきまして、今開催されている全ての学校運営協議会の資料に目を通させていただきましたが、この中で全ての学校運営協議会で学校評価アンケートの結果が示されています。こうやって学校を開いていくと、こういった部分は、今共有というお言葉を教育長から答弁いただきました。課題をどう共有していくかという一つの大きな位置づけとして、学校運営協議会というのは位置づけられて対応を充実させていくべきだと考えますが、教育委員会としての学校運営協議会に対する評価を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校運営協議会に関しましては、白老中学校区は小中一貫の形での学校運営協議会を開かせていただいております。それ以外、白翔中学校区はそれぞれの学校ごとでの学校運営協議会という形にさせていただいております。始まってからもう3年ほど経過していく中で、今のように学校の評価について地域の方たちに公表して、子供たちの様子をお伝えし、学校で見せる子供たちの姿と、それから地域の中で見せる子供の姿についても共有しながら一緒に育てていくという状況があるかと思っております。今学校運営協議会をある程度発足した中においては、次の段階にいくところがくるのかなと思っております。それぞれの学校の運営協議会の持っていく方というか、経営の仕方というか、そのところが今はまだどちらかというところと一律的なところがあるところがあるかと思っておりますので、学校運営協議会の課題ですとか、それからどちらの中学校にもコーディネーターがおりますので、コーディネーターを活用して学校運営協議会と連携しながら、地域の人たちと学校がどのように教育課程をつくっていくかということが今後の課題でもあるかなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。運営協議会の意味とは何だろうと、この質問をつくりながら考えていました。私を感じるのとは答弁もあったように、学校が目指す姿への地域理解の広がり、また学校を支える地域をつくっていくと、地域が学校に協力していくというのは当然あるのですが、萩野ではおやじ会の方たちが活躍をして、学校施設の修理に汗を流している様子が紹介されたり、逆に地域も育っているのではないかと捉えています。そういった部分で、また学校対応は今コロナで大変な部分もありますが、学校からもざっくばらんに紹介され、理解が広がっているものと捉えています。

また、学校評価の公表、これは教員の先生方たちにとってはちょっと厳しい部分もあると思うのです。ただ、これを開いてみて、白翔中学校の生徒のアンケート結果の中で中学生ですから多感ですし、先生に反感を持ったりする世代なので厳しいだろうと思っていたら、逆に先生方の評価って結構自己評価は厳しいのですけれども、先生は分かりやすい授業を行っている。また、進路指導を適切に行っている。または、生徒理解や相談にきちんと応じていると、そういったような設問に対する評価が、生徒の評価が大変高いのです。これは、私も地域の住民の一人としてすごく信頼感が醸成されました。こうした実態のフィードバックによる地域から共感や地域からの信頼感の醸成というのは、教職員のやる気の増幅に貢献もできるのではないかと捉えています。学校運営協議会の価値について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） シンクタンクという言葉があります。政策立案、形成するところをシンクタンクと呼ぶそうなのですけれども、私は学校運営協議会というのは学校運営のシンクタンクだと考えています。今までは学校長が1校を預かる立場として自分の学校をどうしようかと、要するに学校長が全て考えて、それを具体的に経営という形で具体化してきました。基本はそういうスタイルは残っていますけれども、これから学校というのは地域の学校になりますから、学校長だけが自分の学校を考えるのではなくて、地域の方々も一緒に地域の学校どうしていこうかと考えていただく、その中でいろんな考えやいろんな意見が出て、学校経営に対する政策が形成されてくる。それが学校運営協議会だろうと思います。そういうことを通しながら、地域総ぐるみで子供たちを育てていくためのシステムがコミュニティ・スクールだと考えていますので、その中核はやっぱり学校運営協議会だろうと思いますので、その辺で先ほどから鈴木課長もちょっとお話ししましたけれども、今後このコミュニティ・スクールをより高めていくためには学校運営協議会の中身の問題、いろいろと議題を掲げて検討していく、そのプロセスを通して中身をもっと充実していくことが大事だろうと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

〔2番 広地紀彰君登壇〕

○2番（広地紀彰君） それでは、この項目最後の質問をさせていただきます。白老町の子供たちに未来を切り開く教育を施すことは、私たち大人の責務であると昨日の同僚議員との質疑の中でも示されました。教育長は教育行政執行方針の中で、急激に変化する社会においては一

人一人が主体的に変化に対応し、課題を解決する力を身につけて、豊かな人生を切り開き、持続可能社会を築いていくことが求められるとされていますが、私が共感したのはその次です。その成否は教育が大きく関わると言っても過言ではないと、教育の価値と責務を明らかにされています。これを見て、この責任の抱き方は何かに似ていると思っていて、私が感じたのは新日本の建設は教育の力にまつべきとしてつくられた教育基本法の理念です。教育基本法にはほかの法律にないものがただ一つあります。それは前文です。ほかは第1条から始まりますが、教育基本法だけは前文があります。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとありました。最後に教育長に対し思いを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） いつも人の言葉を使ってばかりで申し訳ないのですけれども、今日もまたちょっと人の言葉を借りてお話をしたいと思います。いつも自分で戒めとしている言葉なのですけれども、育ったところ、必ずしも家庭ではない。心を育てられたところが家庭である。学んだところ、必ずしも母校ではない。よき師、よき友にめぐり会ったところが母校である。生まれたところ、必ずしもふるさとではない。心をとどめたところがふるさとであるという、こういう短い言葉なのですけれども、家庭も地域も、学校も地域も、それぞれの機能や役割をしっかりと果たさなければ、子供たちは家庭も母校もふるさともない大人になってしまうのではないかなと思います。そういった意味では、今改めてそれぞれがしっかりと自分たちの役割をまず果たして、そして連携して子供たちを育てていくことが重要だろうと思います。そういった意味では、そのコーディネート役としての教育委員会の責任というのはますます重要になってきているというような認識をしております。しっかりとこの重要性、二度と同じことをできませんので、リハーサルのない常に本番ですので、そういった意味ではその重要性をしっかりと受け止めながら教育行政を推進してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって2番、広地紀彰議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

---

再開 午後 2時58分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

---

◇ 久保一美君

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員、登壇を願います。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保一美、会派いぶき。東日本大震災から10年の節目に防災を一般質問することに当たり、震災で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、節目の1日前にご遺族の元に一人の行方不明者が戻ることができたと聞きました。人ご

ととは思えぬ安堵感に包まれ、大変ありがたく感じました。このことも踏まえ、復興に関わる全ての方々に感謝いたします。通告書に従い、1項目6点、順次質問いたします。

1項目め、町全域の津波発生時における行政としての備えは万全か。

- (1)、町内全域の一時避難場所の整備状況を伺います。
- (2)、老朽化した土木構造物の耐震に対する町の考え方を伺います。
- (3)、津波対策における民間企業の協力状況を伺います。
- (4)、津波を想定した防災訓練についての成果と課題を伺います。
- (5)、要支援者についての対策を伺います。
- (6)、今後想定される津波災害についての防災、減災の考え方を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「町全域の津波発生時における行政としての備えは万全か」についてのご質問であります。

1点目の「町内全域の一時避難場所の整備状況」についてであります。一時避難場所については、町内全体で93か所指定しており、そのうち津波を対象としたものは48か所となっております。内訳として、屋内20か所、屋外28か所となっておりますが、一部屋外の避難場所では急勾配となっている箇所や集合場所が分かりづらい箇所もあることから、今後は看板等を設置するなど対応していく考えであります。

2点目の「老朽化した土木構造物の耐震に対する考え方」についてであります。地震などの災害直後から発生する救急活動や緊急輸送において極めて重要な役割を果たす路線上の橋梁については、落橋等甚大な被害を防止するための緊急的な耐震対策が進められております。また、老朽化が進む土木構造物については、施設ごとの長寿命化計画に基づく点検、診断のほか、日常のパトロールにより施設管理に努めております。

3点目の「津波対策における民間企業の協力状況」についてであります。津波発生時における指定避難所、一時避難所として民間施設が対象となっているのは20施設となっているほか、物資の供給や救助・救援支援などの応援協定を締結している民間企業等は24団体となっております。東日本大震災や胆振東部地震といった大規模災害を教訓として、社会貢献に寄与する企業が増えている傾向にあります。

4点目の「津波を想定した防災訓練についての成果と課題」についてであります。これまで実施してきた総合防災訓練により、胆振東部地震発生時においては避難所の開設や食育防災センターからの食糧供給がスムーズにできたことなど一定の成果があったと捉えております。今後さらに多くの町民への防災意識の高揚を図り、津波避難訓練等への参加を促すことや、さらにはコロナ禍における避難所の衛生管理をいかに図るかが課題であると考えます。

5点目の「要支援者についての対策」についてであります。白老町避難行動要支援者避難支援計画では要支援者名簿を作成することとなっており、転居、転出、死亡、施設入所などを確認し、名簿を更新しております。民生委員や自主防災組織など避難支援者へ要支援者名簿を提供する場合は本人の同意が必要であります。災害時に避難行動が必要な要支援者につきまし

ては避難支援者を中心に地域住民の関わりが必要となります。

6点目の「今後想定される津波災害についての防災、減災の考え方」についてであります。昨年4月に国から公表された「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」では、これまでの浸水想定を上回ることが予想されますが、詳細の浸水予測データが市町村に示されるのは本年6月頃と伺っております。本町としては、詳細の浸水予測が示された段階で、避難場所としての適否の検証を行うとともに、新たな防災マップを作成し、全戸配布する考えであります。さらには、今年度策定した白老町強靱化計画を推進する中で減災に努めていきたいと考えます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。1点目についての再質問です。

本町は、海と山に囲まれた景観豊かな美しいまちであると同時に、自然災害のリスクも背中合わせにあると思います。過去には280年前と115年前に津波災害の歴史があることから、白老町でもいつかは来る災害ではないかと思っています。津波の備えで誰もが一番気になることといえば、一体どこに逃げたら助かるのだろうかということだと思っておりますが、本町全域を現在の防災マップの一時避難所の印を頼りに確認してみたところ、海岸から高台まで極端に離れていない一時避難所が割と点在していることが分かりました。白老町も地形には恵まれていることと感じましたが、一方で傾斜がきつく、スロープや階段などが欲しい場所や避難位置が分かりづらい、誘導しやすい場所に看板がない、ここに標高が分かる看板があればいいのになど、防災訓練の内容に疑問を抱くような問題があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 久保議員のほうでも各一時避難場所を全町的に点検されたということですが、私ども担当といたしましても、そういった場所がないかというところで一度点検のほうを私が着任してからもさせていただいております。それで、まず第一にこれから行わないとならないかなということは、新たな浸水予測図が先ほど町長の答弁にもあったとおり6月頃に公表されるといった中で、現在一時避難場所に指定している場所が新たな浸水区域に入るかどうか、ここを一度検証しなければならないかなということで、避難場所の適否の判断をまずさせていただきたいというところがございます。それから、私も回って見た中で、一時避難場所への入口に看板が設置されているのだけれども、集合場所がちょっと曖昧で分かりづらいといったような場所が数か所を確認できました。ここにつきましては、次年度の予算の範囲内で看板の設置、これを行っていきたいと考えておりますし、それからお話にあった急勾配の箇所、これにつきましては以前から久保議員がご質問されておりますけれども、社台墓地のところであるとか、ヨコストの裏山、こういったところは急勾配だと私どもも認識しておりますので、一定限スロープですとか階段をつけるというのはちょっと難しいところがございますが、別な場所に設けられないかですとか、あるいは新たに公表される浸水データに基づいて、この辺ぐらいの高さまで逃げれば大丈夫だろうといったようなところを再度検証して見直していきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。令和2年9月会議の一般質問の内容の中でのことですが、ブラックアウトを経験した今後の対策として停電時にも点灯する街灯設置について検討中との答弁でしたが、あれからどの程度の話が進んでいるのかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） ブラックアウト時の街灯、照明の部分でございますけれども、道路照明の部分といったところはちょっとかなわないかもしれませんが、各避難所、これにつきましては10か所、今町内に防災倉庫を設けた避難所を有してございます。その中で、発電機であるとか、あと室内照明、これについては全て整備したといったような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。今の答弁に対しての質問ですが、今後ほかの場所についての停電時に点灯する街灯などの設置の検討はあるのかというのを聞かせてください。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 北海道電力のこれまでの対応経過も見ながらお話ししますと、今経済産業省のほうでブラックアウト時、要は長時間停電になるような場合についてマイクログリッドという制度を設けた中で、要は太陽光で発電した電力を蓄電池を使ってためておいて、例えば長時間停電なった場合にそこから電力を供給するといった、そういった動きも出てきております。ただ、残念ながらこの部分についてはまだ町内では事業化された事例はございませんけれども、そういった動きもあるといったようなこと。それから、北海道電力としてもブラックアウトのような長時間停電するようなことがないような再発防止策に取り組んでいると伺ってございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。防災マップの更新について再質問します。

6月頃との答弁がありましたが、実際マップが出来上がるのはいつになるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 先ほど北海道のほうから日本海溝・千島海溝を震源とした大地震が発生したときの新たな津波の浸水想定データが6月頃に市町村に下りて示されるのではないかとといったようなお話でございます。今日の新聞報道等でも載ってございましたけれども、データが示されるのが6月であって、マップの作成に取りかかるのは先ほど町長の答弁でもあったとおり、そこから現在指定している避難場所がよいか悪いか判断するといったものを検証した後に防災マップの作成に取りかかるといったことでございます。これはまだ予算審議前ですけれども、次年度の予算要求の中でもこれら防災マップの作成に係る予算を上程させていただいているというところでございますので、時期としては何月までということは明言で

きませんが、令和3年度中の完成を目指したいというところでございます。なお、防災マップに係る部分の費用としては550万円ほどを見込んでおります。財源といたしましては、国の防災安全交付金が2分の1、それと消防債が2分の1ということで見込んでおります。A4判、48ページのオールカラー、1万1,000冊の作成を見込んでおりまして、これについては全戸配布を考えているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。それでは、2点目について質問します。

津波発生の原因で思いつくことといえば、ほとんど大型地震と容易に想像がつくと思いますが、次に連想するならば、あの古い橋は大丈夫だろうかと考えるのは私だけではないと思います。そこで質問しますが、津波発生時における行政としての備えを、白老町強靱化計画に基づいた老朽化した土木構造物の耐震に対する町の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 舩田建設課参事。

○建設課参事（舩田紀和君） 現在白老町の強靱化計画の中に、第4章に橋梁の耐震化という部分について記載をさせていただいている部分がございます。当町の現在の取組といたしましては、緊急輸送道路、これに対する耐震対策というものを現在一部進めている箇所がございます。今年度につきまして、その耐震対策といたしまして杳座の拡幅ですとかということを実施しておりまして、新年度につきましても補助金の予算配当の部分にもございますが、抜去防止ケーブル、こういったものを設置して耐震対策というものを進めていきたいという形で現在進んでいるところでございます。ただ、耐震対策という部分の重要性というのは非常に重要な部分がございますが、それと同様に今橋梁もしくは土木構造物の老朽化という部分が非常に重要な観点と捉えております。特に橋梁につきましては、現在白老町橋梁長寿命化計画に基づきまして法定点検、橋梁寿命化に定められております法定点検を実施いたしまして、その点検調査の結果を踏まえて、施設の修繕、そういったものを行いながら、今の既存橋の施設の延命化を図る、そういったことを進めていく中で強靱化に向けたこの目標が達成されていくと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。よく理解できました。

それでは、次に参ります。3点目について、津波対策における民間企業の協力の形も業種やその所在地によって様々と思われまますので、具体的な内容をお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 民間企業との防災に関わる協定の内容のご質問でございます。現在防災関連の協定を結んでいるものといたしましては、近隣の市町村をはじめとする行政機関、それから多くの民間企業、団体等と協定を結んでおりまして、現在で71団体と協定を結んでございます。それで、一例を挙げますと、食料ですとか炊き出しの供給、それから生活物資、避難所で使用する段ボールベッドの供給、それから被災者支援や避難所運営に関わ

るもののほか、石油、ガスといった燃料供給、さらには物資の輸送、災害復旧に要する重機のレンタル、道路清掃に関わるものなど多岐にわたっているという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。それでは、71団体と言いましたが、71団体の中の白老町に所在する企業というのはどのぐらいなのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） すみません、内訳として町内が何企業というのはちょっと今押さえていなかったのですけれども、当然ながら多くの町内企業と協定を結ばせていただいております。内容としては、例えば高層の建物を持っている社会福祉法人ですとか、そういったところの建物を一時避難所にするですとか福祉避難所にするといった内容のもの、あるいは白老建設業協同組合あたりはそこを構成する民間企業が多く入っておりますので、そういったところも含めると相当数の企業数になるかなと考えております。ただ、一方ではなかなか町内で供給できない、具体例を言いますと段ボールベッドの製造会社ですとか、そういったところは町内でないものですから、町外の企業と提携を結ばせていただいているといったような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。実は今の質問の答弁の後で働きかけなどは必要かと問いたかったのですけれども、数自体を把握していないということで、ここから先の検討材料ということで押さえてもらいたいことと、協定した企業を町民にどれだけ周知していただいているのかということも大事ではないかと思ったのですけれども。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） お話があったように、当然ながら対外的に周知していくといったようなことも大切ですし、それから協定を結んでいる中で先ほど白老建設業協同組合の事例を出しましたけれども、商工会とか、そういったところも協定を結んでおりますので、そういった場合は当然ながら商工会員全体もいってみればそこに関わる部分でございますので、町民に対して多くの事業者が関わっているのだということはあらゆる機会を通じてPRしていきたいなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。それでは、3点目について次なのですけれども、全国各地で現在災害に備える形の中の一つとして率先避難企業というものが注目され始めていますが、白老町ではどのような働きかけがあるのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） ただいま久保議員のほうから率先避難企業という言葉と申しますが、ワードが出てまいりまして、これは最近出てきた言葉かなと思っております。

東日本大震災の経験から、津波の発生時に企業ぐるみで避難をしましょうということを住民に呼びかけながら避難するといったような行動を取ろうという企業が増えてございます。自分の会社は率先避難企業ですよという宣言をしている会社もあるということも聞いておりますし、まだ少数ではございますけれども、自治体によっては率先避難企業登録制度といったようなものを設けている事例もあると伺っております。率先避難企業というこの取組は、自助、共助、公助でいいますと共助の精神に基づくものであると捉えておりますので、うちのまちとしてもこういった手法が導入できないか、まだ先進事例も少ないかなとは思いますが、この部分については当町でも検証して、取り入れられるかどうか担当のほうで検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 避難を呼びかけながら逃げることで地域住民の避難行動を促すことが狙いの率先避難企業という、そういうものなのですが、地域に貢献するというだけではなくて、地域の雇用を守る企業として地域に貢献しているという、そういう存在価値も高まると思うので、これから先このカテゴリーについてはぜひ積極的に進めてほしいと思います。答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） これは民間企業のみならず、例えば大きな震災が起きたとき、あるいは大きな津波が押し寄せてくるときに、民間企業のみならず、今それぞれの町内会で構成しております自主防災組織、ここの部分も同様の役割を担わなければならないかなと考えております。それで、率先避難企業と同様にそれぞれの個人が率先避難者になるといったような役割も重要だと考えております。ですので、防災訓練時においては、昨年はコロナ禍の中で総合防災訓練は実施できませんでしたが、一昨年の防災訓練においては約1,000人を超える方が津波避難訓練に参加いただいております。これが多いか少ないかといったところでいうと、まだまだ参加者は増やせるのかなと思っていますし、実戦さながらの避難訓練であるということを考えますと、まだ参加者としては増やしていかなければならないということを踏まえ、民間企業のみならず、自主防災組織のお力も借りながら、あるいは防災訓練自体が毎年同じことやっているというようなマンネリ化にならないように創意工夫をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） それでは次、4点目について質問します。

先に答弁で出てしまったのですが、防災訓練の参加は起きてはならない最悪の事態を防ぐための練習であり、実際体験することにより、避難経路や様々な状況確認を通して、実際に災害が起きたときには焦ることなく身軽な行動につながっていくものだと思います。みんなもそのように認識していると思われませんが、もっと防災力を高めるために、現状の津波を想定した防災訓練についての成果と課題について伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） これまで行った総合防災訓練についての評価というところでございます。先ほど申し上げたとおり、全庁的には現在津波の避難訓練のほか、毎年地区を変えながら、避難所の開設訓練、あるいは炊き出しの輸送訓練、それと一昨年については土のうの製作訓練といったようなことをやらせていただいております。今後は課題としては、コロナ禍で避難所を運営する難しさ、感染対策、こういったものが課題といたしますか、なってくるのかなと考えておりますので、令和3年度の防災訓練についてはこういったコロナ禍で避難所を開設するといったようなことの想定も考えながら企画をしていきたいなと思います。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。率先避難者についてなのですが、現状の防災訓練では率先避難というものを実践した訓練にはなっていないと思いますし、その中でのこの提案なのですが、初めから地域ごとに役割の人を置くという手段もあるのではないかと思います。何人もが地域の中で率先避難者になってもらうことでいち早く避難の輪が広がると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 今まさに久保議員がおっしゃったことというのは大事かなと思います。町内会が自主防災組織を構成しているパーセンテージでいきますと七十数%の町内会が構成しておりますが、日頃から各町内会の中で、例えば防災担当部長みたいな役職の方もいるかもしれませんが、その方が町外に出かけているときに発災したらどうなのだといったようなことも考えないとならないということを踏まえ、やはり一人一人が率先して避難を促すといったような行動を取るのが大事かなと思っております。そのためには、町民一人一人に日頃から防災に対する意識の高揚、これを植えつけていくということが大事かなと思います。ですので、総合防災訓練のみならず、日頃から白老防災マスター会の防災講座ですとか、そういったものを通じながら防災の大切さを訴えていきたいなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。よく分かりました。

それでは、5点目へ行きます。一人でも多く助かるためには、自力で避難できない人のことは見過ごせない問題だと思います。助けようとして共倒れになったケースも少なくありません。また、要支援者に関しては個人情報保護法の関係や状況が毎年更新、変化するなど、名簿の管理も大変なことだと思います。しかし、防災訓練時にこの名簿が活用し切れなければ、例えば東日本大震災とかでも実例が起きてしまったように、災害時に多くの消防団員が犠牲になる可能性も大きいのではないかと思います。この点を踏まえ、要支援者を重点にする定期的な避難訓練は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 要支援者に対する避難の在り方についてのご質問でござ

ございます。現在白老町避難行動要支援者避難支援計画においても、防災訓練において要支援者への情報伝達あるいは避難支援等を実施するといったことが計画の中に入っておりますが、現状におきましてはなかなかその計画の内容に実情が伴っていないといったような状況もございます。ですので、次年度以降の訓練については、総合防災訓練と分けて行うのはいかがでしょうかというところもございますけれども、要支援者を例えば福祉避難所へ避難させるといったような訓練ができないかも担当課と相談しながら考えていきたいなと思っております。それと、今実例として支援に回る側、今具体例として消防団のお話が出ましたけれども、実際のところ、この避難計画においては避難を支援する側においては本人及び家族の生命、身体の安全を守ることを大前提にして要支援者を助けるといったような書かれ方をしております。ですので、要支援者に対しては、支援する側が命の危険にさらされている場合も自分の命をなげうって助けるということではないということは理解していただかなければならないかなと思えますし、消防団の日頃の訓練の中でもそのような教育がされているのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 笠原消防長。

○消防長（笠原勝司君） 消防団員の地震、津波の場合の活動に関する質問でございます。東日本大震災の際に東北で岩手、宮城、福島、この3県で消防団員の方が260名超亡っております。その亡くなった要因としましては水門を閉めに行った。避難誘導中に津波に巻き込まれた。そういうことで、そのことに関しまして、白老町でも消防団の幹部を集めまして、どのような活動をすべきかというようなことを検証してまいりました。その中の声としては、逃げ遅れている人がいるのに横を消防車で素通りできないのだと。まさしく先ほど久保議員の質問にあったとおり、命をかけていというような、普通の自分のプライベートでも倒れていても素通りできないのに、ましてや消防車に乗って逃げ遅れた人をそのままにしてできないという、消防士として、消防団員として地域の方々を守るといふ、そういう精神面の中で、いろいろ幹部会議を開いた中で同様の質問が多数ございました。ただ、危機管理室長がお話をしたように、まず自分たちの命を第一優先としてくれと、それを団員たちに徹底してくれと。それで、その後1波が終わった後に助けたり、そういう活動をぜひしてもらいたいので、まず自分の命、家族の命を第一優先として活動に移ってくれということを徹底しております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 5点目についてもう一点あります。年配の人に少々多い考えなのかなということですが、自分は先が長くないからもういいよと、そう考える人もいるようですが、そういう人にも身近には身を案ずる人もいますし、そしてこの考え方の延長上にはそれこそ助けに行つて共倒れを誘発してしまうという考えもあると思います。これをどうしなさいとか、そういうことはなかなか想像もつかないのですが、こういう考えがある人に対して何か行政として思うところがないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 久保議員がご質問された内容というのは本当にちょっと重たいお話かなと思えます。もうご高齢で自分は逃げ遅れてもいい、あるいは自分を助けて

もらうがために家族まで犠牲にしてしまったといったようなことがないように、家族のことを案じてそう言われるご高齢の方もいるということは私もお話としては聞いてございます。この辺の部分については、昨日来から出ておりますけれども、要支援者名簿等の中でこういった行動をとるかといったようなところをそれぞれ支援する側が親身になってお話を聞いて、決して見捨てるわけではないよと、誰一人取り残さないといったようなことを説得していくといえますか、根気よく説明してくということしかないのかなと思っております。これも今日の新聞報道に載っていたものですが、個別の避難計画というものがなかなか各自治体で遅々として進まないといったような報道がございました。これはうちのまちにとっても同様なことが言えると思いますけれども、そういった方々が一人でも少なくなるように、個別個別の相談をする中で避難を促さないとならないかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。それでは6点目に参ります。

すさまじい破壊力を持つ津波から身を守るためには、一刻も早くそれぞれにてんでんばらばらに高台に逃げるしかありません。津波てんでんこは逃げる知恵と同時に逃がす知恵であり、自分だけが助かればよいという自分本位の考えではありません。日頃から防災教育や防災訓練を通して何度も避難手順などを身近な人と話し合う、例えば親子、学校と保護者など、町内会、会社内など、てんでんこは信頼関係の構築あってこそそのものです。東日本大震災では教訓を生かした行動が多く命を救いました。共倒れを少しでも防ぎ、一人でも多くの命を助けるためのルールとして津波てんでんこが本町全域に浸透することを願います。忘れた頃にやってくる災害に備える定期的な広報を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） ただいま久保議員のほうから津波てんでんこのご質問がございました。津波てんでんこ自体は、古くから東北地方に伝わる津波発生時にどういった行動を取ったらいいかというものが伝承されてきたものであると伺っております。家族がばらばらになっても高台に逃げることを継承したというものでございますけれども、今お話にあったように、人によって解釈、賛否が分かれるところではありますけれども、自分だけが助かればいいのだといったように捉えられがちなケースもあるということも承知してございます。津波てんでんこの精神というのは自助の精神ではないかなと、自分の命は自分で守ると。実際に例えば家族5人いるとした場合に、家族5人が家にいたという場合は当然一緒逃げるといったようなケースがあると思いますけれども、それぞれ仕事に行っている、子供たちが出かけているといったような場合に、一回家に集まって逃げるということではなくて、その時々ケースに応じて高台に逃げて、お互いに助かった後に安否確認をするといったようなことが言えるのかなと思っております。ですので、これは津波てんでんこを町内に普及するということがいいのか、あるいは自助という精神を別な形で啓蒙していくのがいいのか。この辺は今防災講座を主に担っていただいております白老防災マスター会のほうにもご相談をしながら、どういった啓蒙の仕方がいいのか、こちら辺は関係機関と協議しながら啓蒙活動に努めていきたいなと思っ

ております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 津波てんでんことというのはてんでんばらばらという意味ですが、ただ自分だけ逃げればいいというものではなくて、それこそ先ほど申し上げていた率先避難、そういうものと併せて、みんなが助かるという、そういうルールが合わさった総称だということで幅広く理解していただければなということで、もちろんこれをマイナスに捉えるという人も分かっていましたが、それでもやっぱり正しく広報していただければいいのかなと思って、あえてこのワードに対してチャレンジしました。それなので、今後前向きなよい検討というのですか、そういうのをよろしくお願いします。

それでは、今の件については答弁は要らないので、次に最後に質問なのですけれども、これは想像の話なのですが、現在の考え方の向こう側に何が待っているのかということについて少し考えてみました。地震を経験して助かった人の中には、家族や親しい近所の人を亡くしてしまった人もいます。理由は様々で、足の悪い親に対し、何も起きないと判断して、母親の足を悪化させたくないからと避難を決断できなかったとか、地震の後の片づけに集中している両親に対し強く避難を勧められずに一緒に流されてしまって、自分だけ後から瓦礫の中から助かったとか、逃げる意思はありながら決断できず、結局家ごと流されてしまったとか、様々ですが生き残った結果、人々というのは理由は何にしても自分が早く一緒に逃げる決断ができなかったことに対し、ずっとこの先自責の念にとらわれ続けてしまいます。このような現象が少しでも起きないようにしなければ自分では思いますが、この件について担当課のほうはどのようにお考えでしょうか、これで質問の最後とします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 久保議員からの最後の質問ということで、東日本大震災で亡くなられた方を例に取られてのご質問だったと思います。くしくも昨日で東日本大震災から10年を迎えたということで、こここのところテレビを見るとそれに関わるドキュメント報道がされているところがございます。私たちが忘れてならないのは、今お話があったような体験、これを後世に引き継いでいくということ。それから、こういった大きな災害が起きたことが風化されること、これが一番問題かなと思います。ですので、私方が日頃から行わなければならないことは、災害はいつ起きるか分からないといったようなところも含めて日頃の備え、こういったものを啓蒙、PRしていくといったことが我々の使命かなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって1番、久保一美議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後予算等審査特別委員会が開催される予定になっております。本会議は、予算等審査特別委員会の審査のため、明日13日から18日までの6日間は休会となっております。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は、この後19日午前10時から引き続いて再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 3時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり